

組合法/松野貞一郎(講義) ; 畔上啓策(編輯)
(英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級))

このPDF ファイルは、英吉利法律講義録(1886(明治 19)年度 第 1 年級)(原裝本デジタル・データ)から、組合法の部分を抽出して編集したものである。

2015 年 7 月 中央大学大学史資料課

組合法

法學士 松野貞一郎 講義

校友 畔上 啓策 編輯

第壹回

總論

諸君ハ組合法ヲ學フニ付テハ參考用ノ爲メ英國リンドレー氏ノ著書ニシテ山田喜之助氏ノ抄譯ニ係ル英國會社法ナル書冊アレハ講義ヲ聽クノ傍ラ之ニ就テ見ルヘシ

組合法ヲ講スルニ當テ先^レ組合ナルモノ、註解ヲ下サントス組合ナルモノ、零解ヲ與フレハ二人以上ノ者共同ノ目的ヲ以テ事業ヲ營ミ其利益ヲ分配スルコト是ナリ世上組合ナルモノ、註解許多アリト雖其解スル所區々ニシテ到底完全無缺ノモノナシ余モ亦僅々數語中ニ

満足ナル註解ヲ下スニ苦ムナリ然レトモ此法ノ全体ヲ講シ終ル後終始相通觀スレハ自ラ組合法ノ何タルヲ知ルヘキナリ却說二人以上ノ者共同ノ目的ヲ以テ事業ヲ營ミ其利益ヲ分配スルモノ之ヲ組合ト云フ今ヨリ此レニ關スル法律ヲ説明セント欲ス凡事物ノ何タルヲ知得センニハ必自己カ曾テ耳目鼻口ニ觸レタルコトヲ以テ其標準トセサルヘカラス故ニ組合ニ付テモ亦日本今日世上ニ行ハル、會社商社ノ如キモノヲ見ヨ此會社商社ナルモノ、中ニハ自然組合ナルモノアレハ之ニ就テ組合ノ何モノタルヲ知ラハ了解スル所アルヘシ

組合會社商社ノ區別ヲ論ス

今述フル二人以上ノ者共同ノ目的ヲ以テ事業ヲナスハ即數人集合シテ事ヲナスモノナリ其集合ニモ類多シ英國ニ於テ之ヲ分テ三トス

は Corporation
は Company
は Partnership

法律上實
際上ノ混
同

第一 「コルポレーション」 會社^は 其の法律上ノ性質ニ依リテ
 第二 「コンパニー」 商社^は 其の法律上ノ性質ニ依リテ
 第三 「パートナーシップ」 組合^は 其の法律上ノ性質ニ依リテ
 是ナリ茲ニ「パートナーシップ」即組合ナルモノ、如何ナルコトヲ説明
 スル前ニ會社商社ナルモノト此組合ト其異ナル所ノ概略ヲ講述セン
 此會社商社組合ノ三者ハ法律上ニ於テハ區別判然セルモノナレトモ
 實際商業上ニ於テハ會社ト商社トヲ混シ商社ヲ以テ組合ナリトスル
 等名實相齟齬スルモノ往々ニシテ之アリ是レ世人カ其名ヲ附スルニ
 法律上ニ由ラスシテ實際ニ適合スルモノヲ撰テ隨意ニ名目ヲ附スル
 カ故ナリ然レトモ此間法律上權利義務ノ區別ハ明ニ存シテ無カルヘ
 カラス日本ノ如キモ此三者ヲ混同シテ用ユルモノ尠ナカラス茲ニ諸
 君ハ之ヲ判然明瞭ナラシメサル時ハ一旦法律上權利義務ヲ爭フ場合

組合法

三

六十三

六十二

第一ノ區別

第二ノ區別

組合ハ相識ノ間ニ成立ス

ニ際シテ惑ヲ引キ起スコトアリ故ニ此三者ヲ法律上ニ付テ説述スヘシ

第一區別

組合ナルモノハ大概人員ノ數少ナキヲ常トス英國ノ如キ

ハ成文律ヲ以テ其人員ニ限ル處アリ米國ノ如キハ之レカ制限ヲ設ケス左レト實際多人數ナル時ハ之レカ結合ヲナスコト能ハサルヘシ其次第ハ後日了解スヘシ之レニ反シテ會社商社ノ如キハ何レモ多人數ノ集合ナルヲ常トス

第二區別

組合ハ同心同力相互間ノ友誼信託ヲ羈絆トシ互ニ其人ヲ

知リ其事ヲ辨シテ結合スルモノニシテ即相識ノ間ニ行ハル、モノナリ之ニ反シテ會社商社ノ如キハ人員多キヲ以テ相識リ相語ルニ由ナシ例ヘハ我國國立銀行ノ如キハ會社ナリ其株主ノ如キハ互ニ相識レル人ニアラス株主其人ノ如何ニ付テハ其間敢テ痛痒相關係セサルヘ

第三ノ區別

別

LEgalperson

會社ハ無

形人ナリ

組合ハ無

形人ニア

ラス

シ故ニ組合ハ相議ノ間ニ成立スト雖會社商社ハ否ラサルトノ區別アリ
 第三區別 此區別ハ最肝要ナルモノニシテ之ヲ知ラサルヨリ起ル所
 ノ弊害少ナカラス其ハ組合又ハ商社ハ法律上無形人トシテ取扱ハ
 スト雖會社ハ無形人ノ取扱チナスコト是ナリ無形人トハ何ソヤ曰法
 律上ノ一個人ナリ詳言スレハ法律ノ目ヨリ見テ一個ノ人ト假定ス
 ルモノナリ故ニ會社中ニ如何ナル人アルトモ其人々各自ノ權利義務
 ト格別ナル權義チ有シ他人ニ對シ又ハ社員ニ對シテハ會社ノ名義チ
 以テ訴チ起シ或ハ訴チ受クルモノトス會社チ組織セル諸人ト無形人
 ノ會社トハ全ク特別ニシテ恰モ二個人カ相對スルト同一ノ狀チ呈
 スルモノナリ然ルニ商社組合ニ至テハ之チ組織セル諸人トチ殊別ニ
 論スルコトチ得ス則組合タル集合体カ社員共同ノ資格チ以テ權利チ

組合法

五

六十五

六十四

無形人ノ一例

組合ヲ無形人ト認スルコトアリ

行ヒ義務ヲ負フモノトス此區別タル忽ニスヘカラサルヲ以テ諸君ハ此法ノ終リニ至ルマテ記憶シテ忘レサルヲ要ス我國國立銀行ノ如キモ一會社ト見做ヲ以テ會社自ラ訴訟ヲ起シ或ハ受クルコトヲ得又會社ヨリ社員株主ニ對シ訴訟ヲ起シ或ハ是等ヨリ訴訟ヲ受クルコトアルヘシ然レトモ個ハ固ヨリ民事上ノ權利義務ニ付テ云フコトニシテ刑事ノ体刑ニ至リテハ會社ナル無形人ニ實體ノ責任ヲ負ハシムルコト能ハサルヲ以テ刑事上ニ於テハ其人ヲ以テ論スルヲ得サルハ敢テ言ヲ俟タサルヘシ商社組合ハ社員ト離レタル無形人ナキヲ以テ會社ト大ニ異ナル所アリ日本等ニ履行ハル、モノ法律上ヨリ云フトキハ組合ナルモ會社ノ名義ヲ以テ營業スルモノアリ世人モ亦其名ニ惑ハサレ動モスレハ無形人ト誤認スルコトアルヨリ往々奸商等カ詐僞ノ手段トナルコトアリテ訴訟上困難ヲ釀成スルコト少ナカラス深ク

無形人ハ
法律ノ想
像ニ成立
ス

注意セサルヘケンヤ組合ハ前ニモ云フ如ク之ヲ組織セル諸人連帶又ハ各自ニ義務ヲ負ナモノニシテ會社ノ如ク之ヲ分離シテ論スルコトヲ得サレハ組合ノ盛衰ハ是レ之ヲ組織セル諸人ノ盛衰ニシテ終始組合ト運命ヲ共ニセサルヘカラス凡無形人ナルモノハ人民相互ノ契約ヲ以テ之ヲ作ルコトヲ得ス否ナ之ヲ組成セントスルモ法律上到底出來得ヘカラサルコトナリ無形人ハ成文律ノ制定ヲ待テ初メテ其効力ヲ顯ハスカ故ニ必政府ノ特許又ハ條例ヲ遵奉シテ成立スルモノトス如何トナレハ無形人トハ想像上ニ成立スル一個ノ集合体ニシテ法律上一個人ノ如ク權利義務ヲ負ハシムルモノナレハ法律力之ヲ制定セサル上ハ決シテ成立スヘキ道理ナキナリ故ニ政府ノ特許又ハ條例ヲ奉セサル以上ハ到底無形人ヲ作ル能ハサルモノナリ仍ホ詳細ノコトハ後回ニ讓ル

區別ノ要領

商社ト組合トノ區別

組合ハ株券ノ移轉ヲ爲サズ

區別ノ要領ヲ論ス

以上述ル三區別ヲ約言スレハ商社並ニ組合ハ無形人ニアラスシテ數人相集合シテ其集合体ノ各自カ權利義務ヲ執行スルモノナリ會社ハ之ニ反シテ社員各自ト分離シテ社員ノ集合体チ一ノ無形人トナス是レ其異ナル肝要ノ點ナリトス

商社ト組合トノ區別ヲ論ス

是ヨリ商社ト組合トノ區別チ一言スレハ商社ナルモノハ會社ト組合トノ間ニ在リテニハ會社ノ性質チ有シ一ハ組合ノ性質ヲ分有スルモノナリ商社ハ組合ニ比レハ人員多ク且株券ノ賣買讓與チナスモノナリ然レトモ或ル場合ニ於テハ之ヲ許サ、ルモノアリ之ヲ許ス所ハ會社ニ類シ之ヲ許サ、ル所ハ組合ニ類スルモノナリ

商社ハ多人數ヲ以テ成立スルカ故ニ隨テ事務ヲ取扱フヘキ役員ヲ撰

商社ハ人
員多シ故
ニ役員ヲ
設ケ事務
ヲ執ラシ
ム
組合ハ人
員少數ナ
リ
組合ハ各
自事務ニ
執掌ス
訴訟手續
ノ區別
區別ノ要
領

舉シテ之ニ擔任セシム之ニ反シテ組合ハ各自其事務ヲ取扱フノ相違
アリ尤稀ニハ商社ト雖人員少ナキトキハ互ニ事務ヲ取扱フコトアリ
又組合モ時トシテ役員ヲ撰舉スルコトアリ
又一ノ區別ハ訴訟ニ關シテノコトナリ商社ハ役員ヲ撰テ事務ヲ取扱
ハシムルモノナルヲ以テ一切ノ訴訟ハ皆此役員ノ名義ヲ以テス組合
ハ之ニ反シテ組合員悉皆ノ名ヲ以テス英國今日ノ有様ハ便宜ヲ計リ
組合ノ社名ヲ以テ訴訟ヲナスコトヲ許シ敢テ組合員全体ノ名ヲ記ス
ルニ及バサルコトナリ居ルト云フ

區別ノ要領ヲ論ス

上來講スル所ノ商社ト組合トノ區別ヲ略述スレハ第一商社ハ多人數
ヲ以テ結合シ組合トハ少人數ヲ以テ結合ス第二商社ハ株券ノ移轉ヲ
許スト雖組合ハ之ヲ許サス第三商社ハ役員ヲ撰舉シテ事務ヲ任スト

組合法

商社ハ無形人ニアラス

負債償却ノ方法ニ關シ組合ト商社ノ區別

雖組合ハ各自其事務ヲ執ル第四商社ハ必役員ノ名ヲ以テ訟訴ヲ爲シ組合ハ組合員各自連名ヲ以テスルカ又ハ社名ヲ以テスルノ四トス

商社ハ無形人ニアラサルコトヲ論ス

商社ノ無形人ナラサルコトハ組合ト同シ故ニ負債アレハ商社組合共ニ何レモ之ヲ組織セル諸人各自カ之ヲ負擔ス然レトモ此ニ負債償却ノ方法ニ付テ二者ノ間差異ヲ生スルモノアリ其差異トハ何ソヤ曰組合ノ場合ハ恰モ連帶ノ名義ヲ以テ義務ヲ負ヒ權利ヲ行フ即債主ハ組合ノ共有財産アルト否トヲ問ハス組合員中ノ何人ニ掛リテモ其私産ニ對シ負債全部ノ償却ヲ受ケント訴フルコトヲ得商社ハ之ニ反シテ社中共有財産アルトキハ必先之ヲ以テ負債ヲ償却シ若シ不足ヲ生スルトキハ社員ノ株券高ニ應シテ償却ヲナサシムルモノニシテ

別商社ノ區

Incorporated company
Uwmcorporated company
とち
力株特
券許
ノ商
効社

組合ノ如ク債主ノ隨意ニ社員各自ノ私産ニ向テ直チニ請求スルヲ得
サルノ區別アリ
商社ノ區別ヲ論ス
商社ヲ二ツニ分チ一ヲ特許商社ト云ヒ一ヲ普通商社ト云フ特許商社
ハ會社即「コルボレイシヨン」ニ相類シ政府ヨリ許サレタル特許狀ヲ有
スルモノナリ普通商社ハ別ニ政府ノ特許ヲ得スシテ人民相互ノ間ニ
成立シタルモノナリ故ニ特許商社ハ自然株券アリテ之レカ賣買ヲ許
サレ居ルモ普通商社ニ於テハ之ヲ許サレサルモノトス則特許商社ハ
稍無形人ノ体裁ヲ作ルモノニシテ株券ヲ以テ權利義務ノ代表物トシ
專ラ其人ノ如何ヲ問ハス之ヲ所有スルモノヲ社員トス故ニ株券面ニ
限ル有限責任特許商社ニ至テハ無形人タル會社ト異ナルコトナシ然
レトモ社員カ券面外ニ責任ヲ有シ又ハ無限責任商社或ハ普通商社ニ

組合法

十一

七十一

七十

至リテハ稍組合ニ近カシ而シテ普通商社ニ至テハ公ニ株券ヲ發行スルコトヲ得サルモノナレトモ曩キニモ云フカ如ク法律ト實際トハ相徑庭スル所アルヲ以テ政府ノ許可ナクトモ人民相互ノ間ニ株券ヲ發行スルニ至レリ日本ノ如キモ其類多シ然レトモ此等ノ株券ハ名義ノミニシテ法律上毫モ株券ノ作用ヲナササルモノナリ凡株券ナルモノハ法律上ニ許サレタル爲替手形等ノ如ク其株券自ラヲ以テ恰モ一ノ財産トナスモノニシテ之ヲ移轉スルニハ只其手續上多少ノ相違アルノミ毫モ有形ノ財産ト異ナルコトナカルヘシ是レ政府ノ特許又ハ條例ヲ以テ有形財産ノ如ク移轉セシムルコトヲ許サレタルカ故ナリ之レニ反シ人民相互ノ私約ニ成立テタル普通商社ノ如キハ實際如何ナル名義ヲ以テ株券ヲ發行スルモ其株券タルヤ單ニ金圓預リ証書ト同一ニシテ賣買讓與スルコトヲ得サルモノナリ故ニ強チ之ヲ真正ナル株

券ト同様移轉セントスルモ法律上其効用ヲ生セヌ例ハ普通商社カ
 負債ヲ償却シ得サル場合ニ於テ社員中其所有ノ株券ヲ他ヘ移シテ義
 務ヲ免レントスルモノアルモ其負債償却ノ義務ハ株券ノ主ニ存在セ
 スシテ社員其人ニ在ルカ故ニ之ヲ免ル、ヲ得サルハシ是レ法律ノ許
 シタル株券ハ自ラ其價值券面ニ有スレトモ私約ニ成ル株券ハ株券自
 ラニ其價ナキモノナレハナリ即特許商社ノ場合ニ於テハ其株券ヲ有
 スル者之ヲ有スルニ因リ責任ヲ負フト雖トモ之ニ反シテ普通商社ハ
 假令株券ヲ有スルトモ之レヲ有スルノ故ヲ以テ責ヲ負フモ以ニアラ
 ス再言スレハ其株券ヲ有スルカ爲メニ義務アルモノニアラスシテ社
 ナ組織スル其人ニ附テ責任アルモノトス故ニ如何ニ其株券ヲ他ニ轉
 轉讓與スルトモ債主ノ承諾ナキ以上ハ負債ヲ轉スル能ハサルナリ此
 等ノ問題ハ實際商社瓦解ノ際ニ起ルモノナレハ世主ニ信用ヲ得テ營

組合ハ二
人以上ノ
集合ヲ要
ス

業繼續中ハ右等ノ如キ差異ヲ生スルコトナク特許商社普通商社共ニ
 恰モ同一ノ有様ニ進行スヘシト見ルニハ其ノ趣ハハキキニ
 第二回 人ノ集合ニ要スルニハ其ノ趣ハハキキニ
 凡組合商業ヲ組成スルニハ必左ノ五條件ヲ具備スルヲ要ス故ニ若其
 一ヲ欠クトキハ之ヲ真正組合商業トナスヲ得サルヘシト見ルニハ
 第一要素 二人以上ノ人カ集合スルコト即一人ニテ組合ヲ組
 成スルコトハ事理ニ於テ出來得ヘカラスナルコトナリ
 然レトモ商業上ノ實際ヲ見ルニ一人ニテ組合又ハ商
 社ノ名義ヲ以テ商業ヲ營ムモノ往々ニシテ之アリ然
 レトモ是レ其名組合ト稱スル迄ニテ之ヲ真正ノ組合
 ト云フヘカラス故ニ組合商業ナルモノハ必二人以上

收益ノ分
配ヲ要ス

to share loss as
well as profit.

損益共擔
ノ方法

第四要素

第三要素

第五要素

第二要素

組合商業ヨリ得ル所ノ利益ハ組合員中ニ之ヲ分配ス
ルヲ要ス。故ニ若組合員中只一人又ハ或部分ノ人
ニ利益ヲ特有スル如キハ之ヲ稱シテ組合ト云フハカ
ラス蓋其分配方法ニ至テハ敢テ平等ナルヲ要セス各
自財本ノ持寄り高ニ應シ分配スルヲ常トス
組合員ハ利益並ニ損失ヲ共擔セサルハカラス
此條件タルヤ最肝要ナルモノニシテ其間多少ノ論議
ヲ喚起スル處ノモノナリ故ニ今之ヲ詳細ニ説明セシ
トス凡損益共擔ノ方法ニハ自ラニ様アリテ組合商業
ハ必此ニ様ノ共擔法ニ依ラサルヘカラスト云フニア
ラス其一ノ方法ニ依ルヲ以テ足レリトス右ニ様ノ方
法トハ如何曰例ヘハ組合商業ニ於テ數個ノ取引ヲ爲

以上數々ハ損ハ損益ヲ通算スレハ即左ノ如キ二圖ヲ現出スヘシニ

第一圖

甲	+50
乙	-20
丙	-40
損	-10

第二圖

甲	+50
乙	-20
丙	+40
益	+70

此圖ニ就テ考フルトキハ茲ニ組合商業アリ甲乙丙三
 個ノ取引ヲ爲シ第一圖ノ場合ニ於テ甲ノ取引ハ五十圓
 ノ利益アリ乙ノ取引ハ二十圓ノ損失アリ丙ノ取引ハ
 四十圓ノ損失アリ此損益ヲ算スレハ利益ハ五十圓ニ

シテ損耗ハ六十圓ナリ之ニ反シ第二圖ニ於テハ利益ハ九十圓ニシテ損失ハ二十圓ナリ今之ヲ組合商業損益共擔ノ例ニ照スニ若第一圖ノ如ク利益ヨリモ損失ノ超過シタルトキニハ必此損失ヲ共擔スルヲ要セス之ニ反シ若其第二圖ノ如ク利益カ損失ニ超過シタルトキハ必其損失ヲ共擔セサルヘカラス之ヲ要スルニ組合商業ヲ組成スル諸人ハ損失カ利益ノ分配高ヲ減少スル丈ケハ其損失ヲ分擔スルヲ要スレトモ若損失カ利益ニ超過シタルトキハ必シモ其損失ヲ共擔スルヲ要セスト云フニアリ

以上述フル所ハ組合商業成立ニ必要ナル條件ナリ今是ヨリ必要ニアラサルモ實際上往々組合商業ニ行ハル、三個ノ情況ヲ左ニ列記ス

組合ハ契
約ニ起
ス

第一條件 組合商業ノ財本トナルヘキモノハ或ハ金錢ヨリ成立ス
 第二條件 組合商業ハ損失ノ利益ニ超過シタル場合ト雖其損失ヲ
 共擔スルコトヲ契約スルヲ以テ常トス
 第三條件 組合各員ハ多クハ各自商務ニ従事スルモノナリ然レト
 モ前回ニモ述ブル如ク稀ニハ役員ヲ撰擧シ事務ヲ執ラ
 シムルコトアリ是レ多人數ノ組合商業ニ於テ見ル所ナ
 リ

凡組合ナルモノハ必之ヲ組織スル諸人ノ間ニ成立スル所ノ契約ヲ以
 テ基本トセサルヘカラス故ニ法律ノ効力又ハ其他ノ原由ニ依リ其組
 織ニ變更ヲ生スルトキハ組合ハ茲ニ解散ノ結果ヲ顯ハシ至ク消滅ス

組合法

十九

三十五

三十七

利益ノ意

Profit.

ルモノナリ故ニ若之ヲ繼續シタルトキハ組合ハ其時ヨリ新タニ成立
スルモノト見做サ、ルヲ得サルヘシ是レ組合ハ組合員ノ契約ヲ以テ
成リ立ツカ故ニ其契約解除スレハ從テ組合モ消滅スルカ故ナリ例ハ
ハ組合員ノ一人死去シタル場合ニ於テハ其組合ハ死去ト共ニ解散ノ
結果ヲ顯ハスヘク相續人來テ組合ニ加入シ從前ノ如ク營業スルモ是
レ新組合ニシテ嚮キノ組合ハ復タ其跡ヲ殘サ、ルナリ
却説組合法ノ本論ニ入り講スルノ前組合商業上ニ於テ用ユル所ノ利
益。ナル文字ニ付テ一言ヲ費サ、ルヘカラス抑此利益ナル文字ハ英
米國ニ於テ經濟學上用ユル所ト法律上又ハ實際上用ユル所ト其意義
ヲ異ニス故ニ之レカ説明ヲナシ置カサレハ大ニ了解ニ苦ムコトアル
ヘシ請フ之ヲ左ニ辨セン
經濟學上ニ於テ利益ト云フトキハ自ラ之ヲニツニ分子一ヲ總益トシ

gross profit
net profit
gross return

利益分配
ノ契約ハ
損失共擔
ノコトヲ
包含ス

prima facie
presumption

一ヲ純益トス總益トハ收入金ノ支出金ニ超過シタル額ヲ云ヒ純益トハ此超過額ヲ復タ數部ニ別千(金利、家賃、給料等)其一部ナル金利ヲ純益ト稱ス之ニ反シ法律上又ハ實際上ニ於テハ總益トハ單ニ收入金ヲ云ヒ純益トハ單ニ收入金ノ支出金ニ超過シタル分ヲ云フ故ニ法律上ニ所謂總益又ハ總入額ト云フハ支出ノ過不足ニ拘ハラズ單ニ收入ノ金高ヲ稱スルモノナリ例ヘハ五十圓ノ價ヲ拂ヒ一物品ヲ買取り之ヲ四十圓ニ賣ルモ又百圓ニ賣ルモ其賣得金ハ何レモ總入額又ハ總益ト稱ス從テ總入額分配ノ契約アルモ之ヲ以テ組合トナスヲ得ス損益共擔ノ契約ハ組合ヲ組成スルモノナリ故ニ又タ契約書ニ利益分配ノコトノミヲ記シ損失共擔ノコトニ付キ別ニ何等ノ記載ナキトキト雖法律上表面ノ推測ハ損益共擔ノ暗約アリトスルヲ以テ亦組合ヲ組成スヘシ然レトモ是レ契約者ノ意志ヲ探求スル解釋ニ從ヒ必シモ

組合法

二十一

三十七

三十六

組合ヲ組成スルノ限リニアラサルヘシ故ニ組合商業ニ於テ書記又ハ補助員ヲ雇ヒ其給料トシテ利益ノ分配高ヲ約スルトキノ如キ必シモ組合ト見做サ、ルコトアルヘシ

利益ノ分配ノミヲ約シ損失ヲ共擔セサル(第一場圖ノ)トキト雖法律上ニ於テハ組合ヲ組成セルモノトナスコトアルヘシ然レトモ是等ノ契約ハ只組合員中ニ其効力アルノミニテ第三者ニ對シ其効驗ナカルヘシ

組合商業ハ契約ヲ以テ基本トスルカ故ニ契約未成立セサル前ハ從テ組合モ成立セサルモノトス故ニ組合商業ノ既ニ成立セルヤ否ヤヲ識得センニハ須ラク先其契約ノ成立ヲ認メサルヲ得ス例ヘハ來ル何年何月ヲ期シテ組合商業ヲ組成センコトヲ約束スルトキハ其時期到來シタル後ニアラサレハ組合員タルノ權利義務ヲ發生セス又會社商社

Quasi partnership

第三者ニ對スル組合

ノ場合ニ於テ其設立ニ奔走スル人々ハ會社員ニアラスト是レ其設立テ目的トスルモ未直接ニ收益ノ目的ナケレハ從テ是等ノ設立委員ヲ以テ又組合員トナスヲ得サルヘシ

クワシビルトナルシツ
准組合商業ヲ論ス

個ハ曩キニ述ヘタル如ク完全ノ組合ニアラサルモ只第三者ニ對シ組合員タルノ義務ヲ負フ者ヲ云フ此准組合ハ左ノ場合ニ發生ス

第一 組合商業ノ利益配當ヲ受クルコト

第二 世間ニ對シ恰組合員タル如キ動作ヲナスニヨリ生スルコト

第一ノ場合ハ利益ノ分配ヲ受クル爲メ組合員トシテ義務ヲ負フ場合ニシテ此點ニ付テハ先ツ英國ノ裁判例ヲ擧ケ之ヲ説明セン

第三回

前回ノ講義ニ於テ實際組合員ニアラサルモノモ第三者ニ對シテハ組

之ニ關ス
ル二個ノ
場合

コツクス
對ヒツク
マンノ判
例

合員ト同ク其責任ヲ負フ場合ニ二種アリテ其一ハ利益ノ分配ヲ受ク
ル爲メ組合員トシテ取扱ハル、場合其二ハ第三者ニ對シ組合員ト思
惟セラルヘキ所爲アルヨリ其責任ヲ負フ場合ナルコトヲ述ヘ了リタ
リ今日ハ猶ホ其詳細ヲ講述セン

第一 利益ノ配當ヲ受クルヨリ組合員ト見做サル、場合ヲ論ス
己レ組合員ニアラサルモ組合ノ利益ノ配當ヲ受クルヨリシテ組合員
ト認メラレ其責任ヲ負フコトアリ此場合ニ關スル著シキ判決例ハコ
ツクス對ヒツクマンノ訴訟事件ニシテ利益ノ分配ヲ受クル爲メニ組
合員ト見做サル、ヤ否ニ付テ論決セシモノナリ此訴訟ノ未タ上院ニ
於テ判決セラレサル前ニハ何人ニテモ或一ノ組合營業ヨリ利益ノ配
當ヲ受ケタルトキハ該營業ノ組合員ナリト認定セラレ該營業ニ關シ
テハ第三者ニ對シ責任ヲ負セラレタリ然レトモ此訴訟以來以上ノ法

右判例以前ノ法律

利益分配ヲ受クルモノハ組合ノ財本ヲ減盡ス故ニ組合ノ責任ヲ負ハシム

法律上制限ニ超過シタル利息ヲ貪ル

律ハ少シク變更セラレ今日ニアリテハ唯タ利益ノ配當ヲ得ルノミニテハ組合員トセラレサルコトトハナレリ蓋利益分配ノ一事ヲ以テ組合員ノ義務ヲ負擔セシムル所以ノ理由ハ利益ノ分配ヲ受クルトキハ組合ニ對スル各債主カ目的トスル處ノ財産ヲ費耗スルヲ以テ斯ク組合ノ財産ヲ費耗スル人ハ亦其組合員ト見做サ、ルヲ得スト云フニ基キシモノナリ然レトモ此理ヲ推シテ一般ニ及スコト能ハサルヘシ如何トナレハ利益ノ分配サヘ受クレハ誰人ト雖モ皆組合員トスルカ如キハ頗ル廣漠ニ過キ資本又ハ財産ヲ組合ニ出シタル者ノミナラス總テ利益ノ配當ヲ受クル者ニ向ヒ悉ク其責任ヲ負ハシムルニ至リ其極組合ノ雇員ニシテ給料ノ代リニ利益ノ分配ヲ受クル者迄モ皆組合員トナサ、ルヲ得サル如キ不都合ヲ生セシムルニ至ルヘシ又之ヲ主張スル他ノ理由ハ利息制限法ヲシテ實際ニ行ハレシムルニハ必斯ク見做サ

債主ニ對シテハ利益分配ノ一事ヲ以テ組合ト看做スニ如カス

ハルヲ得スト云フニ在リ卽チ利息制限法ニ超過シタル利子ヲ約スルヲ得サルヨリシテ名ヲ利益分配ノ一事ニ藉テ私カニ高利ヲ貪ルノ弊害ヲ矯正スルニハ利益ノ分配ヲ受クルヲ以テ組合員ノ責任ヲ負ハシムルニ如クハナシト例ヘハ茲ニ債主アリ若干ノ金額ヲ組合ニ貸付ケ其金額ノ利子ニ代ヘテ該組合ヨリ上ル利益ノ分配ヲ受クルヲ常トセリ故ニ法律ハ此金貸主ヲ目シテ其組合員ト爲シ其義務ヲ負ハシメ以テ利息制限法ヲ犯スモノヲ間接ニ防止セントセリ然レトモ此說モ利息制限法ヲ保持スル一時ノ權謀ニ出テタルモノニシテ決シテ正當ノ理由アリシニハアラサルナリ

然レトモ訴訟上往々不都合ヲ生スルコトアルヨリ爾後次第ニ是等ノ說ハ其勢力ヲ減少シ遂ニ右ノ訴訟ニ於テ左ノ如ク決定セリ卽チ只利益ノ分配ヲ受クルノ點而已ヲ以テハ組合員トナスコト能ハス其人必ス該

組合ノ營業ニ親ク
 業ニ關スル
 關與ハ本
 人代理ノ
 ノ關係ア
 ルニ非レ
 ハ組合ト
 ナスヲ得
 ス

組合ノ仲間ト爲リ營業ニ關與シ他組合員ト互ニ權利義務ノ關係ヲ有
 スル者ナラサルハカラス彼ノ雇人ノ如キ給料ノ代リニ利益配當ヲ受
 グルモノハ眞ノ組合員ニアラスシテ即チ社外人ナリ何トナレハ利益
 ノ分配ハ之ヲ受クルトモ契約上ノ關係即チ代理上ノ關係ナキヲ以テナ
 リ故ニ其人ノ組合員タルヤ否ヲ知ルニハ組合ト利益ノ配當ヲ受クル
 者トノ間ニ本人及ヒ代人ノ關係アリヤ又親ク營業ニ關與スル者ナルヤ
 否ヲ定メ若シ其關係アルトキハ組合員ノ責任ヲ負ハシメラルハコト
 トナリタリ之ヲ以テ利益分配ノ一事ニ付テハ前ニ述ヘシ第三者ニ對
 スル組合員内外ノ區別ハ其必要ヲ見サルニ至リタリ然ルニ米國ニ於
 テハ前陳訴訟ノ起ラサル時ト同シク此利益分配說ヲ採用セリ是英米
 兩法ノ異同アル一點ナリトス

第二 第三者ニ對シ組合員ト思惟セラルヘキ所爲アリタルニ付

「エスト
ツペル」
禁反言ノ
適用

キ組合員ト見做サル、場合ヲ論ス

己レ世人ニ對シテ組合員ナリト信セラル、行爲アリタルニヨリ組合員タルノ責任ヲ免ル、コト能ハサルハ論ヲ俟タサルコトナリ世人ハ其者ノ意思如何ヲ問ハス總テ其人ノ行爲舉動ニ由テ信ヲ置クモノナレハ後日其意實ニ然ラサリシコトヲ辯明シテ徒ラニ其責任ヲ免レントスルモ能ハサルナリ英語之ヲ「エストツペル」即チ禁反言ト云フ法理ニ基クモノニシテ其意義ヲ簡約ニ説明セハ自己ノ所爲若クハ言語ヲ他人ニ信セラレ若シ之ヲ取消ストキニハ其人ニ損害ヲ與フルヲ以テ時アリテハ之ヲ取消スコトヲ得スト云フニ外ナラス此理ヲ組合ニ適用スルニ二個ノ場合ヲ生スヘシ一ハ從前ヨリ毫モ其組合ニ關係スル所ナキモ只組合中ニ其名前ヲ出シタルノ故ヲ以テ其責任ヲ負フコト二ハ既ニ其組合ヲ退キタレトモ世人ニ對シテ其報告ヲ爲サ、リシ故ニ仍ホ組

General partnership
Special partnership

合員ト看認メラル、トキ是ナリ第二ノ場合ハ退社ノ趣キチ世人ニ通
セサリシヲ以テ世人ハ未タ其人ノ組合員タルコトヲ信シテ取引ヲ爲
セシ如キ是其人ノ不注意ナリシヲ以テ自ラ其責ヲ負ハサルヘカラス
然ノミナラス兼テノ得意先キニハ特ニ格段ノ通知ヲナサ、ルヘカラ
ス其詳細ハ後日解説スルコトアルヘシ

組合ノ種類ヲ論ス

組合ノ種類トハ組合員中互ニ其權利義務ノ關係ヲ異ニスル場合ナリ
其種類ニ大凡五アリ

第一 總業組合（ろ）セ子ラルパルトナルシツプ

第二 專業組合（は）スペシヤルパルトナルシツプ

右ハ畧ホ同一ノモノニシテ別ニ權利義務ノ關係ニ異同ナク唯總業組合
ハ汎ク各種ノ營業ヲ目的トシテ成立スルモノ專業組合ハ特ニ一種ノ

營業ヲ目的トシテ成立スルモノナリトス

第三 ¹²有限組合リミツテツトパルトナトシツブ

此組合ハ普通法上曾テ知ラレサルモノニシテ凡テ一ノ成文律アリテ始メテ其成立ヲ見ルモノナリ先ツ佛有限組合ノ性質ニ由テ見レハ有限組合員ナルモノハ其名ヲ顯ハサス又自ラ營業ニ干與セサルモノニシテ組合トノ契約ハ書面ニ之ヲ認メ登記スルコトヲ要スルモノナリ此組合員ハ資本ヲ出シテ利益ノ配當ヲ受クルモ其責任ハ單ニ資本金高ニ止マリ其私産上ニ波及セサルモノナリ

第四 ¹¹名義組合ノミナルバルトナルシツブ

是ハ前ト反對シテ已レハ實際其組合ニハ關係セス亦利益ノ配當ヲ受ケサルモ只世間ニ組合員トシテ名前ヲ出スノミナリ此組合員ヲ稱シテ名義組合員ト云フ

組合員
共有者ト
ノ區別ト

True Partnership

Dormant Partnership

第五 非役組合ドルマントバルトナルシツプ

非役組合トハ其名義ヲ世間ニ顯スト否トニ拘ラス實際真正ノ組合員ナルモ只營業ニ從事セサルモノヲ云フ故ニ非役組合員ト有限組合員トノ區別ハ第一非役組合員ハ其責任ニ付テハ毫モ真正ノ組合員ト異ナルコトナシト雖モ有限組合員ハ其責任已レカ出シタル資本高ニ止マルモノ第二非役組合員ハ訴訟ニ其名義ヲ顯ハスト雖モ有限組合員ハ公然訴訟ニ關與スルヲ得ス

第六 真正ノ組合員ツルーパールトナルシツプ

個ハ即チ適法ノ意義ニ用ヒラレタル普通組合員ニシテ特ニ説明ヲ要セス
組合員ト共有者トハ大ニ異ナル所アリ左ニ之ヲ詳ニセン
其一 組合ハ契約ヲ以テ成立スルモ共有者ハ之ヲ要セス例ハハ財産

組合法

三十一

四九

組合員

ノ相續人ハ共有者ナルモ組合員ニアラス
 其二 財産ヲ共有スルニハ強ク損益ヲ共擔セサルモ可ナリ然レトモ
 組合ニハ必ス利益分配若クハ損失共擔ノコトナカルヘカラス
 其三 財産共有者ハ自己ノ所有權ヲ他ニ讓ルコト隨意ナリト雖モ組
 合員ニ於テハ互ノ承諾ナカルヘカラス
 其四 組合ノ成立ハ契約ヲ主トス而シテ其間ニ常ニ本人代理人ノ關
 係アレトモ共有者ニハ此關係ナシ
 其五 財産共有者ハ其財産ニ對シ抵當權ヲ得サルモ(共有財産ノ爲メニ費用ヲ拂ヒタメ)
ノルトキ)組合員ハ之ヲ有ス
 其六 不動産共有者ハ之ヲ分割シテ所有スルコトヲ得レトモ他ノ承
 諾ヲ經スシテ全部ヲ賣却スルヲ得ス之ニ反シ組合員ハ通常財産分割
 ノ權ナクシテ却テ時トシテハ財産賣却ノ權アリ(解散スルト)

Consideration of the partnership contract

Premium Failure of consideration

其七 財産賣買上ヨリ生スル利益ヲ目的トシテ之ヲ所有スルモノハ

組合ナリ只分配ノ目的ヲ以テ財産ヲ購求スルモノハ組合ニアラス

組合契約ノ約因ヲ論ス(コンシドレーション、チフ、ゼー、バルト

ナルシツプ、コントラクト)

凡ソ組合商業ノ契約ハ他ノ契約ト同シク相當ノ約因アルコトヲ要ス

然シテ其約因ハ資本勞力ヲ供スルコト他ヘ對シ責任ヲ負フヘキコト

等種々アルヘシト雖モ全体ヨリ之ヲ論スルトキハ特ニ格別ナル約因ヲ

要セス組合員各自ノ合意カ組合契約全部ニ向テ互ニ其約因ヲナスモ

ノナリ

約因消滅ノコトヲ論ス

既ニ營業スル所ノ組合ニハ自然其商店ノ名聲ナルモノアルヲ以テ新

タニ入社セントスル者アルトキハ入社金トシテ若干ノ金額ヲ拂込ム

組合法

三十三

五一

五〇

新ニ組合
ニ加入ス
ルモノハ
入社金ヲ
拂込テ慣
例トス

組合解散
ハ約因ノ
消滅ナリ

入社金取
戻ニ關ス
ル二個ノ
問題

チ普通ノ習慣トス今茲ニ入社金拂込ノ後組合解散スルコトアレハ加
入者ハ解散チ理由トシテ入社金拂戻ヲ請求スルノ權アリトス是組合
ノ成立ハ加入者ニ對シ入社金差入契約ノ約因ニシテ組合解散スルト
キハ是レ恰モ約因ノ消失ト一般ナルカ故ニ契約法ノ原則ヲ適用シ加
入者ハ己レノ契約ヲ取消シ入社金ヲ取戻スコトヲ得ルモノナリ而シ
テ若シ組合員ニ欺カレ入社金ヲ拂込ミタルモノアレハ是レ組合員ニ
詐欺ノ所爲アルモノナルカ故ニ之ヲ理由トシテ入社金ノ取戻ヲ請求
シ又ハ損害ヲ要償スルコト容易ナリト雖モ組合員ニ詐欺ノ所爲ナキ場
合ニ於テ稍々適用ノ際困難チ生スルコトアリ則チ此場合ニ於テハ自ラ
二個ノ問題ヲ決スルヲ要ス曰ク第一何ナル場合ニ於テハ入社金ハ之
ヲ取戻スコトヲ得ルヤ第二若シ取戻シ得ヘキニ於テハ其全部ナルヤ
將タ幾部ナルヤノ二點ナリトス今之ヲ順次説明センニ彼ノ組合營業

英國刑法

右問題ニ
關スル解
說

規則チ一定セサル組合ニ付テハ入社金ヲ取戻スヲ得サルハ勿論ナリ
 下雖モ定期ノ組合カ期限前ニ解散セルトキニ付テハ左ノ三個ノ結果ヲ生
 ス是レ巨多ノ判決例ヨリシテ其歸着スル所ヲ推定セルモノナリ
 第一 組合員各自ノ協議ニ依リ解散ヲ決定シ入社金處分ニ付キ何
 等ノ議決モナカリシトキハ後之ヲ取戻スヲ得サルモノトス
 第二 組合員ノ死ハ又ハ精神喪失疾ニ依リ組合ヲ解散スルニ至リ
 タルトキハ特別ノ契約アルニアラサレハ入社金ヲ取戻スヲ
 得サルモノトス
 第三 組合員ノ非行ニ依リ組合解散ニ至ルトキハ入社金ヲ取戻ス
 コトヲ得ヘシト雖モ其入社金ヲ取戻サントスル者ノ非行ニ依
 リ解散ニ至リタルトキハ此限ニアラス

組合員中身代限ヲ爲スモノアルヨリシテ組合解散ニ至ルトキハ入社

金ハ取戻ヲ得ストノ判決例アルモ其間多少ノ疑義ヲ免レサルモノハ
如シ

若シ入社金ヲ取戻シ得ヘキ場合ニ於テハ特別ノ情况アルニアラサレハ
左ノ比例ニ依リ其取戻シ金高ヲ算出スヘシ即チ例ハハ定期ノ年限ヲ二
十年實際營業セル年期ヲ十年入社金ヲ四十圓トスルトキハ圖ノ如キ
比例(20:40::10)ニ從ヒ算出シタル金高ヲ入社金ノ全額ヨリ引去リ
其殘額ヲ拂戻スヘシ

第四回

第一組合員トナルヲ得ヘキ資格ヲ論ス
組合員トナルヘキ人ハ契約ヲナシ得ル程ノモノ皆ナ然リ他言スレハ
法律上ニ於テ契約ヲ爲シ得ヘキ者ハ悉ク組合員タルコトヲ得ヘシ其
如何ナル人ハ果シテ法律上契約ヲナシ得ヘキモノナリヤ否ノ點ハ之

稱組合ノ名

Yokohama Iron Co. ろfirm

ナ契約法ノ原則ニ譲リ玆ニ深ク講窮セサルヘシ只一言スヘキハ通常
 組合ノ人員ニハ定限ナシト雖モ英國一千八百六十二年頒布ノ會社條
 例ヲ遵奉シテ成立スル所ノ組合ハ其人員ニ制限ヲ設ケアリ即チ銀行ナ
 レハ十人ヲ限り他ノ商業ナレハ二十人ヲ超過スヘカラストノコトナ
 リ蓋シ米國ニ於テハ別ニ人員ニ制限ヲ設ケタル法律ナシ
 組合社ナルモノハ必ス一定ノ名稱ナカルヘカラス組合社ニ名稱ヲ附ス
 ルニ二箇ノ慣例アリ其一ハ之ヲ組織スル組合員ノ名稱ヲ取テ社名ニ
 宛ツルコト其二ハ渾テ營業ノ場所等其他ノ名稱ヲ附スルコト例ヘハ
 「よこはまあいをんぶんぱにひ」ノ如シ又組合社ハ一社ニシテ數名ヲ稱
 スルコト往々之レアリ又ハ一組合社ニテ種々ノ事業ヲ各所ニ營ムコト
 アリ是等ハ法律ノ敢テ禁セサル所ナリ

組合社ヲ論ス (單ニ組合ト云ヒ又組合社ト)
 云フモ同一ノ意義ナリ

組合法

三十七

五七

五六

組合ノ名
稱ト商標
トノ區別

凡組合ノ名稱ナルモノハ之ヲ所有財産トシテ論スルヲ得サルモ恰モ商
業上ニ行ハル、商標、ノ如キモノナリ夫ノ商標ナルモノハ商人カ已レ
ノ商品ヲ他ノ同品ト混同セサシメンカ爲メ特ニ法律ノ手續ニ依リ
官衙ノ許可ヲ得テ使用スル所ノ目標ニシテ他ニ之ト同一ノ商標ヲ用
ヒ聲價ヲ奪ハントスル者アレハ法律ニ訴ヘ之レカ救正ヲ求メ得ル所
ノモノナリ而シテ商標ハ登記ノ制アルヲ以テ一ノ財産ト見做シ得ヘ
キモ組合ノ名稱ハ此制ナキカ故ニ此點ニ付テハ商標ト同一ニ論スル
ヲ得サルモ他人カ同社名ヲ用ヒ同營業ヲ營ミ我社ノ聲價ヲ奪ハント
スル者アルニ際シテハ之レカ救正ヲ求ムルコトヲ得ルハ恰モ商標ノ如
ク然リトス但シ商標ハ既ニ登記ノ手續ヲナシタル上ハ未タ之ヲ實際營
業上ニ使用セサルモ尙ホ他人之ヲ濫用スルヲ許サ、ルモ組合ノ名稱
ハ登記ノ手續ナキカ故ニ實際營業上ニ其名稱ヲ用ヒタル後ニアラサ

レハ組合社ハ其名稱ニ對シ他ヲ檢束スルノ權利ナキモノトス。社名ヲ用ユルノ一例ヲ舉クレハ彼ノ組合社ニ於テ爲替手形、約束手形其他裏書ヲ以テ移轉スヘキ證書ヲ作ルニハ必ス其社名ヲ以テ之ヲ振出スヲ習慣トセリ。又組合員一人出ル組合ニ賦入スルモノハ其ノ組合員前回ニモ述フル如ク組合社ハ法律上ヨリ論スルトキハ單ニ之ヲ組織スル諸人ヲ總稱スル迄ニシテ法律上ノ無形人ニハアラス。モ商業上ニハ之レト異ナル觀ヲ爲シ恰モ會社ノ如ク一ノ無形人トシテ之レヲ取扱フナリ。左レハ商業上ト法律上ト此點ニ付キ相徑庭スル所アルヲ知ルヘキナリ。例ヘハ組合社ニ人員ノ出入アルトキハ其時毎ニ組合ハ法律上ノ解散ヲ生シ新舊二箇ノ組合交代スルモノナレトモ商業上ニ於テハ敢テ此觀ヲ爲サ、ルナリ。今組合ハ無形人ニアラストノ法律上ノ制裁ヨリシテ生スル所ノ重ナル結果ヲ舉クレハ左ノ如シ。

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
一ノ結果

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
二ノ結果

第一ノ組合ハ無形人ニアラサルカ故ニ其人員ノ交代ハ新組合ヲ生
スルマテスヘシ例ヘハ甲組合ニ遺囑贈與ヲナス者アリ其贈與ノ實行
セラレサル前ニ甲組合ノ一人退社スレハ玆ニ甲組合ハ解散
シ其殘餘ノ人ノ組織スル組合ハ營業上ニ異同ナキモ之ヲ新
組合ト見做スヲ以テ其新組合ニ於テ右ノ贈與ヲ受クルヲ得
サルヘシ

第二ノ組合ハ無形人ニアラサルカ故ニ組合ニ對シ組合員ヨリ起訴
スルヲ得ス又組合ヨリ組合員ニ對シ起訴スルヲ得サルヘシ
又組合員ノ一人他ノ組合ニ加入シ居ルトキハ此二箇ノ組合
ハ互ニ組合ノ名義ヲ以テ訴訟ヲナスヲ得ス但シ此等ノ場合ニ
於テ訴訟ヲナスノ必要アルトキハ組合員各自ノ間ニ之レヲ
爲スノ外ナカルヘシ又組合ニ對シ訴訟起リタルトキ其組合

組合ハ無
形人ニア
ラサル第
三ノ結果
Firm of
lawyer
Trustee

第三節 英國法律ニ依レハ信任被托者ハ其勞力ニ對シ報酬ヲ受クル
 員ノ一人ニ對スル請求權ヲ以テ組合全部ニ及ホスコトヲ得
 ヘク又組合ヨリ訴訟ヲ提起スルトキ其組合ノ一人ニ對スル
 答辨ハ組合全部ニ對スル答辨トナルヘシ左レハ組合人ノ一
 人カ爲シタルコトニ付テハ其責ハ組合全部ニ歸スヘシ是レ
 組合ハ會社ト異ナリ組合員ヲ以テ互ノ代理人トナスカ故ナ
 負ヒ其委托上ノコトニ付テ訴訟ヲナスノ必要アリ右組合ニ
 於テ其訴訟ヲ引受ケ組合人ヲシテ之レニ從事セシムルコト
 アランニ其報酬ハ組合社ヨリ要求スルヲ得サルヘシ是レ組合
 員中ニ其信任被托者ノ一人アルカ故ナリ

組合ハ無形人ニアラサル第
四ノ結果

Dissolution of the contract of partnership

組合解散
第一ノ場合

第四

組合員ノ一人組合社ノ爲メニ或ル契約ヲナシタルトキハ其契約ヨリ生スル責任ハ其契約ヲナシタル組合員死去ノ後ト

雖モ尙ホ組合ニ於テ其責任ヲ免ルハ、ナ得サルヘシ

チデアリユエシヨシ、チフ、ゼ、コントラクト、チフ、ハ、トナルシツ
組合商業契約ノ解散ヲ論ス

凡組合商業ノ解散ハ組合員互ノ權利義務ヲ消滅スルモノニシテ大概左ノ三箇ノ場合ニ發生スルモノトス

第一 組合員ノ意志ニ依リ解散スルコト

如何ナル組合ト雖モ總員ノ合意議定ニ依リテハ何時ニテモ解散スルヲ得ヘシト雖モ解散ノ爲メニ社外ノ者ノ權利ヲ妨害セサランコトヲ要ス
凡組合ニハ定期無期ノ區別アリ定期組合ナルモノハ營業繼續ノ期限ヲ豫定セルモノ無定期組合トハ之ヲ豫定セサルモ

組合解散
第二ノ場

第二

ノヲ云フ無定期組合ニ於テハ一人ノ發意ニ依リ何時ニテモ
其旨ヲ各員ニ通知シテ解散スルコトヲ得ヘシト雖モ之ニ反シ
定期組合ニ於テハ一人ノ發意ヲ以テ解散スルコトヲ得ヘキ
ヤ否ヤニ付テハ英米ノ判例一定セス英國ニ於テハ或ル一員
ノ發意ノミニテハ他ノ承諾ナケレハ解散スルヲ得サルモノ
、如ク米國ニ於テハ之ニ反對スルモノ、如ク判例兩端ニ分
ル、ナリ然レトモ實際ニ臨テハ其定期タルト無定期タルトヲ
問ハス苟モ組合員ノ一人解除ヲ求メ他ノ組合員承諾セザル
トキハ解除ノ訴訟ヲナスノ外ナカルヘシ
法律ノ作用ニ依リ解散スルコト
組合社カ營業繼續ノ期限ヲ定メタル場合ニ於テハ其期限ニ
至レハ當然解散スルモノナリ又組合員ノ婚姻(婦女ヲ云フ)破

產等ハ法律上其組合員ノ權利ヲ他ヘ移轉スルノ効果ヲ顯ハ
 スカ故ニ是等ハ悉ク組合解除ノ原因トナルヘシ然レトモ組
 合員自ラ隨意ニ權利ヲ他ニ移轉シタルトキハ同ク解除ノ結
 果ヲ生スルヤト云フニ前ニ論スル一人ノ發意ノミニテ解除
 シ得ルヤノ問題ト同ク一定ノ說ナキカ如シ去レト組合員ノ
 一人他ノ承諾ナキニモ拘ラス自己ノ權利ヲ他人ヘ移轉シタ
 ルトキハ自然解除ノ結果ヲ生スルニ立チ至ルヘキハ亦^タ止ム
 ナ得サル次第ナリ
 組合員中死_亡者アルトキハ組合ノ全部ハ玆ニ解散スヘシ其
 死_亡前ニ組合ハ何某ノ死_亡ニ依リ解散セサルコトヲ議定ス
 ルモ之ニ依テ組合ヲ繼續スルヲ得サルモノトス
 新法ノ頒布ニ依リ其以前ニ成立スル組合ノ組織違法トナル

第三

トキハ其組合ハ解散スルモノトス
衡平法衙ノ命令ニ依リ解散スルコト

組合社ニ於テ營業上非常ノ損失ヲ釀成シ挽回ノ途ナキトキ
組合員中ニ破産者ノ生シタルトキ、組合員ノ狂癪者トナリタ
ル者アルトキ又ハ組合員中不品行ナル者アリテ内外ノ信用
ヲ害シ共ニ營業ニ從事スルヲ得サルニ至リシトキノ如キ場
合ニ於テハ法衙ハ組合員ノ請願ニ依リ解散ノ言渡ヲナスコ
トアリ

組合員ノ第三者ニ對スル權利義務ヲ論ス

凡各組合員ハ營業上ニ關シテハ其組合全部ノ代理者ナルヲ以テ反對
ノ證據アルニアラサレハ各組合員ハ其組合ニ關シテハ同一ノ權利ヲ
有スルモノト看做スヘシ從テ何レノ場合ト雖モ營業ニ關シテハ一人

ノ組合員カナシ得ヘキ事項ハ他ノ組合員モ亦^タ之ヲ爲シ得ルモノト推定スヘシ然レトモ個ハ是レ組合員カ組合ノ業務ヲ行フ爲メ必要ナル事項ヲナシタルトキニ限ルモノトス例ヘハ輸出入ノ事業ヲ營ム爲メ組合ヲ組成セルトキ組合員ノ一人ハ他ノ承諾ヲ經スシテ船舶ヲ買入ル、ノ權ナカルヘシ又^ダ會社ノ支配人ハ會社ノ代理人ニシテ恰^モ組合員カ組合ノ代理者タルト畧^ト同種ノ權利ヲ有スルモノナルカ故ニ其一例ヲ示サンニ鐵道會社ノ支配人カ業務上便利ナリトテ船舶ヲ買入ル、ノ權ナカルヘシ會社ノ場合ニ於テハ之ヲ稱シテ越^リ權^ヲノ所爲ト云フ

第五回

前回ニハ組合員ノ第三者ニ對スル權利義務ヲ論シ其例トシテ各組合員ハ恰モ會社ノ頭取支配人ニ於ケルト同シク其社全体ノ代理權ヲ有スルモノナルコトヲ述ヘタリ本回ニ於テハ私犯若クハ詐僞ニアラサ

ル所爲ニ對シ組合員ノ權限ヲ講窮シ以テ其分界ヲ明瞭ナラシメントス

私犯又ハ詐僞ニアラサル所爲ニ付テ組合員ノ權限ヲ論ス

第一 いアツカチント 計算

此計算ハ組合員カ社外ニ對シ取引ノ際爲ストコロノ勘定上ノ決算ニシテ元來組合員ハ組合代理者ナルヲ以テ其業務ニ關スル事ナレハ一人ノ所爲能ク全部ニ効力アリ故ニ其組合員カ社外ニ對スル業務上ノ決算ハ組合社ノ決算ト看做シ其責任ヲ負ハシムヘシ

第二 ろアドミシヨ 承諾

組合ノ一人カ業務上社外ニ對シ自認セルコトハ組合ノ自認ト看做スカ故組合ハ後日之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三 仲裁

Power of partner
to borrow money

金錢借入
レハ後拂

組合員各自ハ社外トノ取引業務上生スルトコロノ紛議ヲ第三者ノ仲裁又ハ和解ニ付スルノ權ナシ故ニ取引上ノ紛議ヲ仲裁シ又ハ和解セシメントスルニハ組合員ノ認諾アルヲ要ス

第四 爲替手形約束手形

業務上必用ナルトキ若クハ其組合ノ商業上之ヲ用ユルノ慣習アルトキハ各員組合ノ名義ヲ以テ之ヲ振出シ若クハ裏書スルノ權アリ其手形ニ對シテハ組合員連帶ノ責任ヲ負フモノトス

第五 金錢借入ノ權

一般ニ論スルトキハ組合營業上金錢ヲ借入ル、ノ必要アルトキハ各組合員ハ之ヲ借入ル、ノ權アル者トス蓋シ金錢借入ノコトタルヤ組合商業上最モ普通ニ行ハル、モノニシテ其濫用ノ危険アル之レニ過クルモノナキカ故只營業上必要ナリトテ猥リニ金借スルヲ得ス特ニ

普通ノ方法ヲ以テ營業スルトキニ限ルヘク非常ノ營業ヲ爲サントシ
 テ組合ノ曾テ豫期セサル方法ニテ商業ヲ營ミ金借ノ必要ヲ生スルモ
 此必要ヲ以テ組合ニ償却ノ義務ヲ負ハシムルヲ得サルヘシ且又金
 借入ノコトハ之ヲ組合ノ名義ヲ以テ代金ヲ即時ニ拂ハスシテ物品ヲ
 買入ル、ノ權ト混合スヘカラス之ヲ畧言スレハ後拂物品買入ノ權ハ
 金錢借入ノ權トハ異別ノ事柄ニ屬シ通例ハ組合員カ代金後拂ニテ物
 品ヲ買入ル、ノ權アルトキハ金錢借入ノ權ナキモノナリ然レトモ實
 際ノ判決例ヲ見ルニ組合員ノ一人カ後拂ニテ物品ヲ買入ル、權アリ
 ナカラ金借シテ現ニ物品ヲ組合ノ爲メニ買入レタルトキハ其金借ハ
 組合ノ借金トシテ論スルモノ、如シ

第六

契約ノ權

各組合員ハ組合ノ爲メニ普通ノ業務ヲ行フニ必要ナルニ於テハ社外

Debt

組合員ノ
釋放ノ
組合員ノ
釋放ス

Insurance

ト契約ヲナスノ權アリ又契約ヲナス權アレハ從テ之ヲ變更スルノ權
アルハ勿論ニ付キ一旦組合カ取結ヒタル契約ヲ組合員ノ一人カ後日
變更シ得ルコトハ自然ノ結果ナルヘシ

第七 負債

組合員ハ連帶權利者トシテ社外ヘ取引ヲナスカ故ニ組合ノ一人ニ負
債ヲ支拂タルトキハ即チ組合ニ支拂フタルモノト爲シ組合ニ對シ負
債ヲ負フ處ノ人ハ其義務ヲ爲シタルモノト見做サル、チ得ヘシ從テ
組合員ノ差出シタル受取證ハ組合ノ差出シタル受取證ト同一ナリト
ス然レトモ組合員ノ負債ヲ組合員ノ一人カ釋放スルモ組合ノ釋放ト
見做スヘカラス是レ連帶權利者ト同ク義務ヲ釋放スルコトハ各自ノ
權外トナスカ故ナリ

第八 保險

りMortgage or
pledge

ちJudicial proceeding

組合員ハ獨斷ニテ組合ノ財産ヲ保險スルコトヲ得ルナリ

第九 訴訟ノ權

組合ノ一人組合ノ爲メニ訴訟ヲナスノ權ハ代理ノ關係ヨリ生スルモノニシテ組合ノ名義ヲ以テ一人ニテ訴訟ヲナスノ權アルヲ以テ普通ノコトトスレトモ個ハ多ク貸金取立等ノ簡易ナル事件ニ限り重大ノ事件ニ及ハサルモノトス又己ニ訴訟ノ權アレハ必要ノ場合ニ於テハ社外ヨリ組合ニ對スル訴訟ニ付キ答辨ヲナスノ權モ從テ生スル譯柄ナリ

第十 質入ノ權

他員ノ承諾ナクシテ組合ノ一人ハ組合所屬ノ不動産ヲ質入スルノ權ナシト雖モ動産ハ此限ニアラス

第十一 通知

をTort
わFraud

をNotice
るSale

組合ニ關シタル事項ヲ組合員ノ一人ニ組合員ノ資格ヘ宛テ通知シタルトキハ組合ヘ通知シタルモノト同一ナリトス例ヘハ組合員カ業務ヲ行フ際ニ其業務ニ關スル事柄ヲ其組合員ヘ報道スレハ即チ組合全部ヘ報道シタルモノトナルヘシ

第十二 賣却ノ權

組合ノ一人ハ他ノ承諾ヲ要セス不動産ヲ賣却スルノ權ナカルヘシト雖モ動産ハ此限ニアラサルヘシ但シ動産ト雖モ其全部ヲ賣却スルニ於テハ或ハ組合ノ解散ヲ惹起スコトアルカ故若シ賣却ノ爲メ解散ノ結果ヲ來タストキノ如キハ恰モ一人ノ意ヲ以テ組合ヲ解散スルコトニ立至ルヲ以テ組合解散ノ場合ニ於テ論シタル如ク判例一定セサルナリ

私犯及詐欺ノ所爲ニ付キ組合社ノ義務ヲ論ス

夫組合員ハ互ニ代理ノ關係アルモノナルカ故組合員ノ私犯ハ代理人

ノ私犯ト毫モ異ナルコトナシ因テ其詳細ハ代理法ニ譲リ茲ニ之ヲ贅
セス直チニ詐欺ノ所爲ヲ論センニ一般ニ云フトキハ組合員カ組合ノ
業務ニ關シ社外ニ對シ詐欺ノ所爲アリタルトキハ組合ハ之ヲ許容セ
サリシコトヲ以テ其責ヲ辭スル能ハサルモノナリ而シテ今金錢ニ關
シ組合ノ業務上ニ往々起ル處ノ詐欺ノ所爲ヲ舉クレハ左ノ如シ

第一 組合ノ一人カ組合ノ業務ヲ行フニ當リ他ヨリ金圓ヲ受取リ
タル後之ヲ私カニ費消スルコト

此場合ニ於テハ組合員カ普通職務上正當ニ受取リタ
ルモノナルカ故組合ハ其責ヲ辭スル能ハス

第二 組合カ業務上他ヨリ金圓ヲ受取リ之レヲ預リ居ル際組合ノ
一人カ私カニ費消スルコト

此場合ニ於テハ組合ノ監守中ニ在ルカ故ニ組合ニ於

テ其責ヲ辭スルヲ得ス

第三 組合ノ一人カ業務ニ關係セサル他ノ取引上ヨリ金錢ヲ受取り之ヲ私用又ハ濫用スルコト

此場合ニ於テハ組合ノ業務ニ關係セサルコト故組合ハ其責ニ任セス

第四 組合員カ組合ニ關セサル自己限リノ取引上ニ於テ特ニ組合員タルノ地位ヲ陽稱シ組合ノ信用ヲ藉リ以テ他ヨリ金圓ヲ詐取シ又ハ他ヨリ金圓ヲ預リ之ヲ濫用スルコト

此場合ニ於テハ組合ハ素ヨリ其責ニ任セサルモノトス

第五 組合員ノ一人一個ノ資格ニテ他ヨリ信任委託ヲ受ケタル財産ヲ組合商業上ニ費用シタルコト

此場合ニ於テ組合カ信任^か委託ノ財産ナルコトヲ知ラ
スシテ營業上ニ流用スルコトヲ許シタルトキナレハ
組合ハ偏ニ是レノミニテ其責ヲ負フコトナカルヘシ
例ヘハ組合員ノ一人身代限財産ノ管理者ナリシトキ
其管理財産ヲ組合ノ業務上ニ流用スルモ組合ニ於テ
其情ヲ知ラサレハ其責ニ任セサルヘシ

^x組合員權外ノ所爲ヲ論ス

組合員カ業務上權限ニ越ヘタル所爲アルモ組合ニ於テ其責ヲ辭スル
ヲ得サルハ前述ノ如シト雖モ然レトモ已ニ組合員トシテ其責ヲ組合
ニ負ハシムルニハ必ラス多少ノ權理ヲ有シ其組合員タルコトノ世間
ニ知ラレタルモノナラサルヘカラス而シテ其權限ニ就テハ豫メ社外
ヘ之ヲ知ラシムルノ手段ヲ爲シ以テ權外ノ所爲ニ對スル責任ヲ防ク

コトヲ得ヘシ左レハ社外人ニシテ此權限ヲ知り居レハ組合ニ向ヒ其レヨリ以外ノ責ヲ負ハシムルヲ得ス但シ組合ニ於テ業務取扱上便宜ノ爲メ各組合員ヲシテ其分掌ヲ定メシメ豫メ之ヲ世間ニ公布スル杯ノコトハ往々見ル處ナレトモ之ヲ以テ組合員各自ノ權限ニ制限ヲ立テタルモノトハ云ハレサルヘシ

組合員カ組合ノ財産ヲ私用スルコトヲ論ス

夫レ組合員タルモノハ業務上互ニ誠實ヲ盡スヘキ責任アルモノナレハ自己ノ利益ノ爲メニ組合共同ノ財本ヲ費用スルハ他ノ組合員ニ對シ所謂詐欺ノ所爲ヲ行フ者ナリ茲ニ社外人カ組合ノ財本タルコトヲ知り且ツ他ノ組合員ノ承諾ナキコトヲモ知りツ、組合員一人ノ負債ノ爲メニ其財本ヲ受取ル如キハ同シク詐欺ニ與ミスル者ナルヲ以テ組合ヨリ之ヲ取戻シ得ルハ勿論ナリト雖モ若シ社外人之ヲ知ラス又

共同財本
濫用ニ關
スルニ箇
ノ問題

第一問題
ノ解

ハ他組合員ノ承諾アリト思惟シテ受取りタルトキト雖モ仍ホ組合ハ
之ヲ取戻シ得ルヤト云フニ此問題ヲ決スルニハ左ノ二個ノ疑問ニ答
フルヲ必要トス

第一 凡ソ社外人ハ組合員ノ提供スル財本ヲ組合ノ財本ナリト思
惟スヘキ義務アリヤ

第二 凡ソ社外人ハ組合員ト取引スルニ當リ其權限ヲ知ルノ義務
アリヤ

第一ノ疑問ハ甚タ明瞭ニシテ別ニ説明ヲ要スル程ノコトモナシ凡ソ
人ノ提供スル財本ハ之ヲ受取ル人ニ於テハ先ツ其人所有ノ財本ト思
惟スルカ當然ニテ已レニ屬セサル他ノ財本ヲ提供セリト思フハ例外
ノコトナリ例ヘハ余カ茲ニ着用シ居ル所ノ服ハ反對ノ證據ナキ限ハ
諸君ニ於テ先ツ余ノ所有品ト思フナルヘシ頓テ余ノ他ヨリ借り來レ

リト思フハ例外ノコトナラスヤ

第六回

第二問題 ノ解

前回ニ述ヘタル處ハ組合員ノ一人カ自己利益ノ爲メニ組合共同財産ヲ濫用シタルトキ之ヲ受取タル社外人ハ如何ナル場合ニ於テ組合ニ對シ償却ノ義務ヲ生スルヤヲ論シ且二個ノ問題ヲ決スルヲ必要トスル旨ヲ示シ第一ノ問題ハ已ニ之ヲ説ケリ今第二ノ問題ニ移ランニ凡ソ社外人ハ組合員ト諸般ノ取引ヲ爲スニ方リテハ其組合員ノ權限ハ如何ナルモノナリヤハ宜シク之ヲ研究セサルヘカラス然ルニ之ヲ研究セスシテ取引セルカ如キハ其責ヲ組合ニ飯スルヨリモ寧ロ社外人ニ負ハシムルヲ允當ナリトスヘシ此ノ故ニ組合員一已ノ負債ノ内ハ組合ノ共同財本ナルヲ知テ之ヲ受取タル債主ハ其組合員ノ所爲ハ權外ナルコトヲ知ルモノト看做サ、ルヘシ是レ通常組合ノ業務外ニ

渉ルヲ以テ債主ハ組合ノ財産ヲ一己ノ負債ニ支拂フノ權利組合員ニ
 アルモノト認メテ取引シタリト主張スルヲ得サレハナリ例ヘハ社外
 ノ人組合人ト取引スルニ方リ偶々組合員カ自己ノ負債ヲ支拂フニ組
 合ノ金ヲ以テシタルトキハ債主ニ於テ其組合員ハ自己ノ負債ニ向ヒ
 組合共同ノ財産ヲ流用スルノ權利アルコトヲ證明セサルヘカラス詳
 言セハ一己ノ負債ノ爲メニ組合共同ノ財本ヲ私用スル如キハ組合通
 常ノ業務外ナルカ故ニ果シテ組合員ノ一人ニ斯ノ如キ流用ノ權利ア
 リトセハ其レ之アルコトハ債主ニ於テ證明セサルヘカラスト云フニ
 在リ然ルニ若シ債主ハ組合ノ共同財本ナルコトヲ知ラスシテ受取り
 シトキハ如何此場合ニ於テハ其受取りシ處ノ財産ノ種類等ニ由リ區
 別セサルヘカラス

第一通用貨幣ヲ以テ支拂ヲ受ケシ場合此場合ニ於テハ組合之ヲ取

組合法

五十九

物品ヲ渡シタル場合

戻スコトヲ得ス何トナレハ貨幣ニハ標的ナク只之ニ相當スル價額アルモノヲ以テ償フノ外ナケレ其所有權ヲ追從スルコト能サレハナリ例ハ盜賊ニ貨幣ヲ盜マル、モ輾轉シテ之ヲ得タル者取戻サル、コトナシ然レトモ物品ハ之ニ異ナリ假令相當ノ金圓ヲ以テ買受ケタルモノト雖モ眞ノ所有者ニアラサルモノヨリ買取リタル時ハ何時ニテモ所有主ヨリシテ取戻サル、モノトス是レ確定物ニハ所有權追從スルヲ以テナリ

第二 或ル確定物ヲ渡シタル場合 此場合ハ既ニ述ヘシカ如ク所有主ニアラサレハ他ニ移スコトヲ得ス受取人ニ於テモ亦所有權ヲ得ルコト能ハス蓋シ實際或ハ之ニ反スル例外アルカ如キモ唯賠償ノ權ノミニシテ其實所有權ヲ得ルニアラス例ハ組合一同ヨリ取戻ノ請求ヲ受ケタル債主ニ於テハ所有權ヲ保持スルヲ得サルモ時トシテ賠償ヲ

數個ノ負
債ニ充テ
用ユル場
合

反求シテ之ヲ拒ムコトヲ得ルコトアルヘシ又茲ニ一言スヘキ組合員
カ私ニ組合ノ共同物品ヲ賣却シ其賣拂代金ヲ以テ己レノ負債ヲ支拂
フタルトキト負債ニ向ケ直チニ組合ノ物品ヲ債主ニ渡シタルトキト
ハ全ク其趣ヲ異ニスルヲ以テ混同スヘカラス若シ組合ノ一人物品ヲ
債主ニ渡サス之ヲ賣却シテ其代價ヲ債主ニ渡シタル時ハ前ト異ルナ
リ即チ一ハ物品一ハ金錢ナルヲ以テ債主ニ於テ組合ノ金圓ナルコト
ヲ知ラスシテ受取りタル時ハ返却スルノ義務ナカルヘシ蓋シ是等ノ
事柄ハ其區別稍困難ナルモノアリト雖モ結局物品ヲ賣却シテ其代價
ヲ支拂ヒタルトキハ既ニ品物タルノ性質ヲ有セサレハナリ故ニ其物
品ヲ受取りタル買主ニ於テモ若シ組合員ニ賣却ノ權アルトキハ正當
ニ所有權ヲ得ルカ故ニ組合ヨリ之ヲ取戻スコトヲ得サルヘシ
第三 債主ニ於テ組合及ヒ組合ノ一人トニ貸金アル場合 此場合ニ

組合
債權
ノ
支拂

相殺ノ場
合

於テ組合ノ一人カ組合財産ヲ以テ自己ノ負債ヲ支拂シ時ハ假令債主
 ハ組合ノ財産ナルコトヲ知ラスシテ受取リタルトキト雖モ法律ニ於
 テハ之ヲ組合員一己ノ負債ニ宛テスシテ組合ノ負債ニ宛テ支拂ヒタ
 ルモノトナスヘシ然レトモ債主ニ於テ已ニ組合員ヨリ受取リ置タル
 抵當ヲ返戻セルトキト雖モ仍ホ組合ノ負債ヲ支拂ヒタルモノト爲ス
 ヘキヤ否ヤハ判例確定セサルモノ、如シ

第四 負債相殺ノ場合 即チ社外ノ一人ハ組合ヨリ百圓ノ負債アリ
 又組合ノ一人ニ百圓ノ貸金アリタル場合ニ於テ社外人ハ組合員ヘノ
 貸金ヲ以テ組合ヨリノ借入金ト相殺スルコトヲ得ルヤ否ヤ若シ總テ
 組合ノ一人ハ自己ノ爲メニ組合ノ財産ヲ費消スルコトヲ得ストノ原
 則ヨリセハ相殺スルコトヲ得サルヘク乍併債主ヨリ之ヲ見テ組合ノ一
 人ニ金圓ヲ拂ヒタル片ハ其全体ニ支拂ヒシト同様ニシテ組合ノ一人

六十二

三六

英國刑法

三六

組合ノ一人カ組合ノ保證ヲ以テ自己ノ利益トセル場合

組合ノ一人カ組合ノ名ヲ以テ約束手形爲替手形等ヲ作リシ場合

カ受取りタル金圓ハ組合全體カ受取りタルモノト見做ストノ原則ヨリスレハ相殺スルコトヲ得ルカ如シ故ニ此場合ノ判例モ亦一定セサルナリ

第五 組合ノ一人カ組合ノ保證ヲ以テ自己ノ利益トセル場合例ハ自己ノ金ヲ借ルニ當リテ組合ヲ以テ保證人ト爲セシ場合ノ如キハ組合ノ通常ノ業務外ニ屬スル事件ナルカ故ニ組合ニ於テ其義務ヲ負フヘキモノニアラス

第六組合ノ一人カ組合ノ名ヲ以テ約束手形爲換手形等ヲ作リシ場合元來組合ノ名義ヲ以テ振出シタル流通證書ハ其組合ニ對シ効力アルモノト假定スルト雖此場合ニ於テハ手形ノ所持人ニ於テ組合ノ一人カ自己限ノ利益ノ爲メ組合ノ名義ヲ濫用シテ之ヲ作爲シタルヤヲ知リタルト否トニヨリ區別セサル可ラス若シ組合員カ組合ノ名義ヲ濫

用シテ振出シタル手形ナルコトヲ知ラスシテ所持スルモノニ向テハ組合其責任ヲ辭スル能ハスト雖之ヲ知リテ所持スルモノハ組合員ニ其レ丈ノ職權アルコトヲ證明スルニアラサレハ組合ニ對シ支拂ヲ要求スルヲ得サルヘシ

第七回

組合員カ組合ノ代理者トシテ取結ハサル契約ニ對スル組合ノ責任ヲ論ス

組合カ組合員ノ結約ニ對シ其責任ヲ負フハ組合ノ代理トシテ取結ハレタル契約ニ限ルモノトス而シテ組合員カ自己ノ身分ヲ以テ爲シタルカ或ハ代理者タルノ身分ヲ以テ爲シタルカヲ判別スルニハ其契約ノ書式ニ就キ之ヲ知ルコト最モ必要ナルカユヘ今組合員カ爲シタル契約ノ書式ヨリ組合ノ責任ニ及ホス處ノ結果ヲ講究セントス

組合員ノ
爲シタル
書式ヨリ
組合ニ及
ホス處ノ
結果

Contracts under seal.
Ordinary contracts not under seal.
Bills of exchange and promissory notes.

契約ノ種

本人ノ記
名ヲ要ス

組合又ハ普通商社ノ契約ハ之ヲ組織スル各人ノ契約ニシテ毫モ常人ノ契約ト異ナルコトナキカユヘ組合員ノ爲シタル一ノ契約ヲ取り其書式ニ依リ此契約ハ組合ノ代理トシテ取結ヒタルモノナルヤ又ハ組合員自己ノ資格ニテ爲シタルモノナルヤヲ決スルニハ通常代理人ノ爲シタル契約ヲ其書式(又ハ外形ト云フ)ニ就キ論スル場合ト同ク先ツ契約ヲ捺印(いん)契約普通(は)契約爲替(に)及約束(に)手形ノ三種ニ區別シ逐次其書式ニ就キ責任ノ何レニアルヤヲ吟味スルヲ以テ最モ適宜ノ方法ナリトス

第一捺印契約

捺印契約ハ其契約者ノ資格姓名判明ナルコトヲ要ス故ニ唯代理人ノ名アルモ本人ノ名ナケレハ本人ニ責任ヲ負ハシムルヲ得ス例ヘハ組合員カ組合ノ代理トシテ契約ヲ爲スニハ其組合カ代理人某ヲ以テ契

組合法

六十五

三九

三八

約スル旨ヲ明記スルヲ要スルナリ

第二普通契約

此契約ハ本人ノ姓名ヲ明示スルト否トニ拘ハラズ苟モ本人ノ誰タル
コトヲ知り得ヘク本人ノ契約ト認メ得ヘキニ於テハ其記名者ノ如何
ニ係ハラズ之ヲ本人ノ契約トシテ其權利義務ヲ執行セシムヘシ例ヘ
ハ組合員ノ一人カ自己ノミノ名義ヲ以テ結約セシトキト雖モ其實組合
ノ契約タルコトヲ認メ得ヘキ顯况アルニ於テハ組合ハ之ニ對スル責
ヲ免ル、コトヲ得サルヘシ

第三爲替及約束手形

爲替手形約束手形ハ實際ノ如何ニ拘ハラズ其證書面ニ顯ハレタル記
名者ノミニ對シ其責任ヲ負ハシムルモノナルカ故組合員ノ一人カ自
己ノミノ姓名ヲ書シテ手形ヲ振出シタルトキハ其實組合ノ手形ナル

組合ノ手
形ニハ組
合ノ名義
アルヲ要
ス

會社ノ契
約ハ社印
ヲ要ス

例外

判例

一定
判例
セス

ニモ拘ハラス組合ハ其責任ヲ負ハサルハシ
 之ヲ要スルニ組合ノ契約ハ常人ノ契約ト異ナルコト無ケレハ其書式
 ヨリ生スル効果ニ付テモ亦差異アルコトナシト云フニ在リ之ニ反シ
 特許商社又ハ會社ノ契約ハ何種ノ契約ニ拘ハラス必ス社ノ公印ヲ捺
 セサルヘカラスト云フヲ以テ一般普通法ノ原則トセリ而シテ此原則
 ハ常ニ固守セラレ社員合同ノ決議ト雖捺印證書ヲ以テスルニアラサ
 レハ其効果ナシトマテニ論決セラレタルコトアリ左レト此原則ニハ
 一ノ例外ヲモ許サスト云フニアラス瑣末ノ事件ニ付テハ社ノ公印ヲ
 要セスシテ處理スルコトヲ得ルナリ又近代ニ至リテハ稍緩弛セラレ
 會社ノ特定ノ營業ニ關シテ適當ニ成リ立チタル契約證ハ社印ヲ脱ス
 ルモ其効アル旨ヲ判決シタルコトアリ即チ瓦斯會社カ瓦斯ノ積送ニ
 付キ爲シタル契約航海會社カ船舶ノ航海ニ關シテ爲シタル契約鐵道

Ratify

會社ノ追
認ハ捺印
ヲ以テセ
サルヘカ
ラス

會社カ其支配人ノ注文シタル鐵油等ノ代金支拂契約ハ社ノ公印ナク
シテ結約セルモ仍ホ會社ニ於テ其責ニ任スヘシト判決セラレタルコ
トアリ然レトモ亦之ニ反シ設ヒ特定ノ營業ニ關スル契約ト雖公印ナ
ケレハ其効力ヲ生セスト判決セルコトモ勘ナカラサルヲ以テ以上ノ
例外ニ付テハ適用ノ際深ク注意ヲ要スヘシ

會社ハ無捺印契約（又ハ普通契約）ヲ追認シテ有効ト爲スヲ得ヘキモ必
ズ社印ヲ用ヒテ之ヲ追認セサルヘカラス又既ニ會社カ無捺印契約ヲ
以テ爲シタル事件ニ就キ出訴セラレ裁判ヲ言渡サレタル時ハ詐欺ヲ
理由トスルニ非サレハ右裁判即チ契約ヲ放棄スルコトヲ得サルナリ
又假令ヒ押印アルモ其職權アルモノ、押印シタル證書ニアラサレハ
無効ナリ即チ押印スヘキ權利アル社員カ書畫ノ相當ノ地位ニ捺印シ
タル證書ナルコトヲ要ス但シ實際ニ於テハ會社ノ業務ヲ執ル各社員

八大抵社印ヲ用フルコトヲ得ヘキ暗示ノ職權ヲ有スルモノナリ
組合ニ關セル契約ヨリ組合カ利益ヲ得タル爲メ生スル所ノ責
任ヲ論ス

利益ヲ得
タルノ故
ヲ以テ組
合ノ契約
トナスヲ
得ス

無原由ノ

組合又ハ會社商社ハ其組合員又ハ社員カ他ト取結ヒタル契約ヨリ利
益ヲ得ルコトアルモ單ヘニ利益ヲ得タルノ一事ヲ以テ責任ヲ負フコ
トナカルヘシ蓋シ契約ノ利益ヲ得ルコトハ往々其契約ニ關與スルノ
徵憑ト爲ルカ故或ハ誤テ責任ヲ生スルノ原由ト爲スコトアリ宜シク
判別セサルヘカラス例ヘハ組合員カ其職權ナク全ク自己ノ資格ニテ
金ヲ借入レ又ハ物品ヲ買入レ組合ノ業務ニ費用シタルトキノ如キ單
ニ組合カ是等ノ金子及物品ヲ利用セリトノ一點ヲ以テ債主ハ組合ニ
對シ辨償支拂ノ要求ヲ爲スコトヲ得ス
商社又ハ會社ニ於テモ同シク利益ヲ得タルノ一點ヲ以テ契約ノ責任

金錢ハ償却セサルヘカラス
 會社ノ負債償却ニ充テラレタル金錢ノ債主ハ會社ノ債主ニ代ハル

チ負フコト無シト雖モ原由無クシテ不當ニ得タル金錢ハ之ヲ辦償セサル可ラサルノミナラス社ノ負債ヲ償却スル爲メニ支配人カ他ヨリ借入レタル金圓ハ假令此等ノ支配人ニ金圓借入ノ職權ナシト雖モ現ニ負債償却ニ充テタル以上ハ轉シテ社ヨリ返却スルノ責任ヲ生スヘシ左レハ支配人ニ金圓ヲ貸付ケタル債主ハ社ノ債主ノ權利ヲ讓受ケタルモノトシテ更ニ社ノ債主ト同地位ニ立ツヲ得ヘキモノトス是レ恰モ幼年者ニ金錢ヲ貸シ其金錢ニシテ幼年者ノ必要的ニ支辨セラレタル以上ハ債主ハ其幼年者ノ債主トシテ權利ヲ行フコトヲ得ルト同一ノ理ナリ

責任ノ性質ヲ論ス

先ツ契約ニ付キ各組合員ノ有スル責任ヲ論セシニ代理法ニ依レハ代理人カ某ノ代理人タル事ヲ明カニ知ラシメ他ト契約シタルトキハ代

理人身自ラ其責任ヲ負フコトナキカ故組合員ノ場合ニ於テモ組合ノ代理トシテ組合カ結約セルコトニ付テハ決シテ其組合員一人限りニ責任ヲ負フコトナク必ス組合ノ一人トシテ他組合員ト連帶シテ之ヲ負フモノナリトス但シ組合員カ特ニ自己一人限ニ結約セルコト明瞭ナルトキハ格別ナリ商社ノ支配人モ組合員ト同ク商社ノ代理人トシテ結約スルヲ以テ一己ニ責任ヲ負フコトナカルヘシ代理人ニシテ其職權モナキニ代理ノ名義ヲ以テ結約セルトキハ是レ委任外ニ涉ルヲ以テ本人之レニ關セサルモ代理人ハ結約者ニ對シ其責任ヲ辭スルヲ得サルヘシ然レトモ此場合ニ於テ代理人ノ負フトコロノ責任ハ違約ヨリ生スルモノニハアラスシテ只委任外ノコトヲナシタルヨリ他ニ蒙ラシメタル損害ヲ償フニアルモノナラン組合員又ハ商社ノ支配人カ委任權外ノコトヲ爲シタルトキモ之ト同様只契約

以外ノ損害賠償ノ責任ヲ負フモノナリトス是レ第三者ハ商社又ハ組合ト結約セルモノニシテ曾テ支配人又ハ組合員一已ト結約セルニアラサレハ若シ事委任外ニ涉リ爲メニ商社又ハ組合ニ對シ違約ヲ責ムル能ハサルニ至リタル場合ハ只支配人又ハ組合員ニ對シ賠償ヲ求ムルノ外ナキヲ云フナリ然レトモ商社ノ發起人カ未タ成立セサル商社ノ代理トシテ結約セシトキハ結約ノ當時未タ其商社ノ成立ナキカ故商社ニ責ヲ負ハスヲ得サルハ勿論ニシテ此場合ハ發起人一個ノ契約ト看做スナリ

通例商社ノ支配人ノ權限ナルモノハ定款等アリテ社外人ヨリ之ヲ知ルニ容易ナレハ之ヲ知ラスシテ取引セリトノ辨明ハ採用セラレサルコト多カラン然ルトキハ若シ支配人權外ノ所置ヨリシテ損害ヲ受クルニ至ルモ支配人ニ詐僞ナケレハ遂ニ支配人ニ向テモ要償スルヲ得

¹Common.
²Joint and several.
³Several.

サル如キコトアルヘシ注意セサルヘカラス
組合員カ世間ニ對スルトコロノ責任ハ之ヲ名付テ連帶責任ト云フ凡
ソ法律上ノ義務又ハ責任ニハ三個ノ種別アリ第一共同¹第二連帶²第三
各別是レナリ而シテ組合員ノ負フトコロノモノハ所謂連帶責任ニシ
テ組合員各自ハ組合全部ノ責任ヲ負フモノナリトス之ヲ略言スレハ
組合ノ負債ニ對シテハ組合員ハ各自其全部ヲ支拂フノ義務アルト同
時ニ亦タ共同シテ其責任ヲ負フモノナリト云フニ在リ共同責任トハ
數人合体シテ負フトコロノモノヲ云ヒ連帶責任トハ合体シテ負フノ
ミナラス同時ニ各別ニ全部ノ責任ヲ負フトコトヲ云ヒ各別責任トハ他
ニ關連セス已レ一人ニテ負フ有様ヲ云フナリ而シテ連帶責任ハ權理
者ニ最モ利益アルモノナリ

第八回

是ヨリ私犯ニ付テ組合人ノ責任ヲ講述スヘシ
 組合員若シ私犯タル所爲ヲナストキハ其責任ハ連帶ニシテ各自其責
 ナ免カ、ルコトヲ得ス然レトモ亦此規則ニ一ノ例外アリ即チ組合員
 ノ所有セル土地ニ對スル所有權ニ付キ私犯ノ訴訟起リシトキハ組合
 員各自ハ共同責任ヲ負フ可キモ連帶責任ヲ負ハサルコト是ナリ
 凡行爲及ヒ不行爲ハ契約法ニ於テ義務ヲ生セシムル所ノ原因ニシテ
 其行爲及ヒ不行爲ヨリ生スル所ノ責任ヲ別クレハ即チ私犯及ヒ違約
 ノ二箇トスヘシ而シテ此區別ハ甚タ便宜ナルカ如キモ實際ニ於テハ
 時トシテ之ヲ判別スルコト能ハサルコトアルヘシ而シテ英國古代ノ
 習慣法ニヨレハ組合社ノ負フ責任ニシテ違約ヨリ生スルモノナルト
 キハ合同責任トシ私犯ヨリ生スルモノナルトキハ連帶責任トセシマ
 以テ當時ニ在リテハ之ヲ區別スルノ必要アリシナラン之ヲ區別スル

私犯及ヒ
違約ノ區
別

株主責任
ノ性質

ノ困難ナルハ一事件ニテ私犯并ニ違約ニ關聯セルカ如キモノアリ例
ヘハ組合社ノ財産ヲ預カリテ組合員一人カ之ヲ濫用セシトキハ第三
者ヨリ見レハ違約ノ如クアリ又金錢ヲ濫用スルコトハ爲スヘカラサ
ル私犯ノ責ナレハ私犯トシテ論スルコトヲ得ルナリ故ニ此事件ヲ違
約トシテ損害ヲ要求スルカ私犯トシテ訴フルカ法律改正前ナレハ違
約ノ責任ハ合同ニシテ私犯ノ責任ナルトキハ連帶ナルカ故ニ從テ訴
求者ハ之ヲ撰ムニ付キ大ニ損益アリシナリ
商社ノ株主ト組合員トノ間ニ於テハ其責任ニ如何ナル異同アルカト
云フニ特許商社ハ法律上ノ無形人ナルヲ以テ其株主ノ負フ所ノ責任
ハ組合員ノ責任ト異ナルモ普通商社ハ其實組合ニ異ナラサルカ故株
主カ負フ責任ハ組合員ト同様ナリトス蓋特許商社ニ於テハ法律ヲ以
テ其責任ノ度ヲ制限スルカ故ニ株主ハ其制限外ニ負債ヲ負擔スルニ

共同株主
責任ノ廣
狹

普通法ニ
於ケル各
組合員責
任ノ廣狹

及ハス例ヘハ二人共同シテ特許商社ノ株券ヲ所持スル場合ニ於テ其
中一人死去セシ時ハ生存者ノミヲ以テ其株主ノ責ヲ負ハシムヘキナ
リ是ヨリ組合責任ノ廣狹ヲ論述スヘシ
普通法ニ據レハ凡通常ノ組合ヲ組織セル組合員ハ組合ノ負債又ハ責
任ニ就テハ自己ノ有セル財産ヲ舉ケテ之ニ任セサル可カラス即チ組
合ト組合員ノ區別ヲ立テタサルカ故ナリ是ヲ以テ債主ハ組合ノ負債
ニ付キ其辨償ヲ各組合員ニ責セムルコトヲ得又其裁判ヲ執行スルニ
方リテハ債主ノ隨意ナル組合員ニ向テ其私有財産ヨリ執行セシムル
コトヲ得ルナリ此ノ如ク組合ノ責任ハ無限ナリシヲ以テ或ハ之ニ制
限ヲ立テント欲スル者アリシカ遂ニ實行セラレスシテ依然今日ニ至
レリ然レトモ又債主トノ契約ノ有無ニヨリテ異同アルヲ以テ左ニ之
ヲ別論スヘシ

契約ナキ
場合

契約アル
場合

證明ノ責
任ハ組合
員ニ在リ

其責任ヲ負擔スルノ度ヲ豫メ債主ト約セスシテ内輪ノミニ於テ之ヲ定ムルモ是ハ組合員中ニ於テハ其効力アルヘシト雖トモ社外人ニ對シテハ毫モ効力ナキモノトス併ナカラ若シ社外ノ人ト契約シテ其責任ヲ制限スルトキハ其効力ヲ有セシムルコトヲ得

例ヘハ甲者アリ乙者ニ向テ曰ク汝ハ丙ナル組合社ニ加入スヘシ而シテ余ハ右組合ニ貸金アルモ汝ニノミ限り之ヲ要求セサルヘシト此場合ニ於テ乙カ組合員トシテ有スル責任ハ他ノ負債ニ止マリ甲ノ貸金ニ及ハサルヘシ又或ル特定ノ財産ノミニ就テ責任ヲ負フヘキ旨ヲ債主ト特約スルトキハ債主ハ此財産以外ニ向テ組合員ヲ責ムルヲ得サルナリ夫レ斯クノ如ク債主トノ特別約束ニ依リテ其責任ヲ輕重スルコトヲ得ヘシト雖モ元來無限ノ責任ヲ以テ本則トナスヲ以テ其責任ニ制限アリトノコトハ組合員ヨリ證セサルヘカラス蓋組合社ニ於テ

ハ或特定ノ財産ヲ以テ其義務ヲ盡スヘシト。ノコトヲ社外ノ人ト約シタルトキハ其財産ノ現存スル限リハ之ヲ以テ其義務ヲ履行スヘク若シ之ニ由リテ履行スルコトヲ欲セサルトキハ自己所有ノ財産ヨリ之ヲ義務ヲ履行セサル可カラス。又特定シタル財産若シ自己ノ怠慢ニ由リ消失スルコトアレハ原來ノ義務即チ無限ノ責任ヲ負擔セサル可カラス。又特定ノ財産アルコトヲ保證シタル時ノ如キハ其財産ノ有無ニ係ラス辨償ノ義務ヲ盡サ、ルヲ得サルカ故同シク無限ノ責任ト異ナルコトナシ。例ヘハ會社ヲ建設セント欲スル發起人或ル特定ノ財産ヲ以テ雇人ニ給料ヲ支拂フ可シト契約シタルトキハ發起人ハ自己一人ニ其責任ヲ負ハサル可シ即チ確定ノ財産ニ限レハナリ。又合本會社ノ資本金ヲ以テ之ヲ支拂フヘシトノ約束アルトキ若シ其資本金アレハ之ヲ以テ其

特定財産
ニ對スル
債主ノ權
利

義務ヲ辨濟シ然ラスシテ消失セシ時ハ之ニ關スル義務モ亦消滅スル
ナリ併シナカラ其財産アルコトヲ保證シタル場合ニ於テハ前言セル
カ如ク無限ノ責任アルモノニシテ例ヘハ或鑛山會社ヲ設立セントシ
テ發起人等ハ所々ノ鑛山ヲ買入レ其代價支拂ノ約束ニ曰ク發起人等
ハ株主ヲ募リ其募集金ヲ以テ之ヲ四度ニ支拂フヘシト又其契約書ニ
若シ支拂期日ニ募集金集ラサレハ尙六ヶ月間ノ猶豫ヲ請ハントノ言
アリタリ此場合ニ於テハ若シ右猶豫期日ヲ過キ仍ホ募集金ノ有無ニ
係ラス之カ辨償ヲ爲スヘシトノ契約ト看做サレタリ即チ無限ノ責任
ト同様ノ有様ニ歸スルモノトス
此ノ如ク責任ノ度ヲ定ムルニ付テハ種々ノ變狀アルモノナレハ負債
主即チ組合社ニ於テ財産ヲ特定シテ其責任ヲ限制シタルトキハ債主
ニ於テハ其特定財産ニ對シテ如何ナル權利ヲ有スルカト云フニ此財

産ニ就テノ債主權ハ格別是ヲ以テ抵當ノ如ク見做スヲ得ス從テ先取權ヲモ生セサルナリ併シナカラ他ノ債主ヨリ強キ點ハ組合ニ於テ其財産ヲ隨意ニ濫用スルコトヲ防禦スルコトヲ得ルコト是ナリ例ヘハ或保險商社ニ於テ保險證書ヲ發行シ其金圓ハ商社ノ資本金ヨリ之ヲ支拂フ可キコトヲ約シタルトキハ其證書ノ所持人ハ商社カ其定款ニ背キ他ノ會社ト合併シ又他ニ資本金ヲ讓渡スコトヲ差留ムルコトヲ得ヘシ之ニ反スル一例ハ商社ハ或特定ノ財産ヲ以テ償却スヘキコトヲ約束スルモ之ヲ以テ此資本ヲ流通シテ營業スヘキコト又ハ他人ニ此資本金ヲ讓渡スコトヲ得ストノ契約ナリト看做スコトヲ得サレハ保險證書ノ所持人ハ未タ證書面ノ金額ノ支拂ヲ受クヘキ場合ニ至ラサル前ニ在リテ商社カ爲ストコロノ此般ノ處置ニ對シ單ニ未來ノ損害ヲ理由トシテ要償ヲ爲スヲ得スト論決セラレタルコトアリ但シ保

資本移轉
ヲ許サレ
タル會社

責任ノ期
限

責任ノ發
生スル時

險商社ノ定款ニハ營業及ヒ資本ヲ他へ讓渡スコトヲ得ル旨ヲ記シ置
クヲ以テ普通ノ習慣トセルカ如シ斯ノ如ク規定シアルトキハ保險證
書所持人ハ新商社即チ資本ヲ讓受ケタル商社ニ向テ證書所持人タル
ノ資格アルカ故ニ舊商社ニ對スル權利ハ茲ニ消滅スヘシ
以下責任ノ永續スル期限ヲ講センニ先ツ組合員ノ責任ハ何レノ時ニ
始マルヤヲ詳說セントス
第一 責任ノ發生スル時
凡組合員タル者ハ各自其營業ヲ普通ニ實行スルニ必用ナル丈ケノ代
理權ヲ有スヘシトノ規定ハ組合ノ營業ヲ世ニ完全ニ行ハシメ組合員
各自ヲ利スル點ニ於テ缺ク可カラサルモノナリトス故ニ組合員ノ責
任ヲ論スルニハ先ツ組合社ノ成立アルコトヲ假定セサル可カラス何
トナレハ其成立アリテ始メテ組合員ノ責任起生スルモノナレハナリ

判例

左レハ組合ヲ成立セント數人協議スルモ未タ組合ノ成立ナキ内ハ設
 ヒ互ニ事ヲ辨スルノ代理權アリトスルモ此代理權ハ組合ヨリ發生ス
 ルモノニアラサレハ組合ヲシテ其責ヲ負ハシムルコトヲ得ス
 例ヘハ今此ニ數人アリ其財産ヲ贖出シテ一組合ヲ組織セントスルニ
 方リ一人ハ之ニ提供スル爲メ他人ヨリ借財シタル場合ニ於テ其資本
 ナ貸シタル債主ハ組合ニ向テ其貸金ヲ要求スルコト能ハサルモノト
 ス是レ假令其金圓ハ組合ニ入りタリト雖モ元ヨリ組合成立ノ以前ニ
 於ケル一個人ノ負債ナルヲ以テ組合ヲシテ之カ責任ヲ負擔セシムル
 コトヲ得ス又一例ハ或書物ヲ著ハスニ付キ甲ナル著述者アリ乙ナル
 出版人アリ丙ナル印刷人アリ三人契約シテ曰ク汝ハ著述スヘク余ハ
 出版スヘク且會計ニ從事スヘク汝ハ印刷人タルヘシ而シテ其落成セ
 ル書物ノ利益ハ三分シテ之ヲ配布スヘシ又之ヲ印刷ニ附スル用紙ハ

判例

判例

印刷人ニ於テ之ヲ醸出スヘシト約セリ然ルニ出版人ハ發賣ノ後于諸般ノ支拂ヲナシ其餘ノ利益ヲ分配セントシタリシカ印刷人未タ其用紙ノ代價ヲ支拂ハサルヨリシテ紙屋ヨリ著述者出版人ヲ印刷人ノ組合トシ代金支拂ノ要求ヲ訴ヘタリ其判決ニ曰ク此場合ニ於テハ未タ組合ノ成立セサル以前ノ取引ニシテ印刷人ハ一個人ノ資格ニテ之ヲ買求メタルモノナレハ甲乙ノ代理即チ組合ノ代理人トシテ買求メタルモノト爲スヲ得ス且此用紙タル丙印刷人カ一個ノ資格ニテ買取リタレハ必スシモ此組合ノ書籍ニ用ユルヲ要セス他ノ書籍ニ用ユルモ差支ナケレハ偶々組合ノ爲メニノミ使用セラレタレハトテ組合ニ支拂ノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得サルヘシト

又一例ハ五人ノ商人アリ各其貨物ヲ船ニテ遠國ニ運送シ之ヲ賣捌キ利益ノ分配ヲ爲サントノ約束ヲ爲シ荷物ハ各自之ヲ醸出スヘシ而シ

判例

テ之ヲ運送シ賣却ノ後其利益ヲ分配スヘク又其利益分配ノ方法ハ醜
出シタル荷物ノ多寡ニヨリテ之ヲ定ムヘシトノコトナリシカ其中ノ
一人ハ貨物ヲ他ヨリ買取り醜出シタルニ其代價ヲ支拂ハサルヨリ五
人ノ者ヲ組合トシ起訴セシカ判決ニ曰ク貨物ヲ買取りタル時ハ組合
未タ成立セス唯貨物積載ノ日ヨリ組合成立スルモノナレハ其前ノ取
引ハ一人一個ニ止マリ組合ニ及ハスト
又甲乙二人ノ組合アリ丙ヨリ金圓ヲ借受ケタリ而シテ甲乙二人ハ丙
ト相談シテ曰ク此金圓ヲ返済スルニ就テハ三人合同シテ遠國ニ品物
ヲ送り賣却シ其利益ヲ以テ各自ニ之ヲ配分スヘシ而シテ其方法ハ組
合即チ甲乙ニテ品物ヲ買取り之ヲ積ミ送り賣却シテ得タル代價ハ一
切之ヲ丙ニ送り丙ハ其内ヨリ右貸金ヲ引去リ其餘ノ利益ハ之ヲ三人
ニ平分スヘシ若又損失アル時ハ丙ニモ負擔セシムヘシト然ルニ組合

ノ一人甲ハ右物品ヲ代價後拂ニテ賣取リタリ此場合ニ於テ甲乙丙三人ハ連帶シテ代金ヲ支拂フノ義務アリ何トナレハ右物品ハ甲乙丙三人ノ決議ニ基キ買入レタルモノニシテ設ヒ丙ニ於テ支拂ヲ爲ス可キコトハ三人トモ之ヲ豫期セサルヘキモ共同決定ノ事業ハ物品買入レノ時ニ始マリタルヲ以テ丙ハ其責ニ任セサル可カラスト判決セラレタルコトアリ但シ此判例ヲ以テ組合ヨリ生スル暗示ノ代理權ニ原由スルモノトナスニハ甚タ困難ヲ覺ユルナリ何トナレハ未タ甲乙丙三人ノ間ニ組合ノ成立ヲ認ムルニ難ケレハナリ然レトモ組合ノ成立如何ニ係ハラス通常本人代理人ノ關係ヨリ之ヲ論スレハ丙ハ甲乙ニ物品買入ノコトヲ暗ニ委任セルモノト認知シ得ヘケレハ寧ロ此點ニ關スル論決トナスカ允當ナラン

第九回

前回ニ於テハ未タ組合ノ成立セサル前ハ組合ハ何等ノ權利義務ヲモ有セサルカ故從テ組合員ニ於テモ亦組合員トシテ責任ヲ負フコトナキ旨ヲ講述セリ本日ハ已ニ成立セル組合ヘ新ニ加入セシ組合員ノ世ニ對シテ負フ所ノ責任如何ヲ論セン

新入組合員ノ社外ニ對シテ負フ責任ヲ論ス

先回ニモ講述セルカ如ク諸人ノ間ニ未タ組合ノ成立ヲ見サル前ニ其諸人ノ爲シタルコトヲ以テ組合ニ責任ヲ負ハシムルコトヲ得サルト同様今已ニ成立スル所ノ一ノ組合ニ新ニ加入セシ者ノアランニハ其者ハ加入以前ノ事柄ニ付テハ毫モ責任ヲ負ハサルモノトス尤モ既ニ組合員ト爲リタル以上ハ互ニ代理權ヲ有シ且又法律上ヨリハ組合ト組合員ト各別ニ見做サ、ルヲ以テ新ニ加入セシ者アルトキハ其加入後ノ事柄ニ付テハ固ヨリ責任ヲ負フハ當然ノコトナレトモ以前ノ事

新加入者
ノ責任如何

追認ノ原
則ヲ適用
スル能ハ
ス

判例

柄ニ付テハ毫モ關係セサルナリ即チ既ニ組合ニ加入シタルノ故ヲ以テ其以前ノ事柄マテチ承認シテ加入シタリトノ證據ニハナラサルナリ或ハ之ヲ本人代理人ノ間ニ存スル追認ノ原則ニ由リテ論センカ即チ追認トハ我カ許サ、ルコトチ他人我カ名義チ冒シテ取斗ヒタルトキ後我之ヲ認諾スレハ恰モ當初ヨリ我カ命シテ爲サシメタルト同様ノ有様ニ立至ルモノナリトノ謂ニ外ナラサレハ加入前ノ事柄チ假令加入者ニ於テ引請クヘシト認諾スルモ元來其加入者ノ名義チ以テナシタルコトニ非レハ如何ニ之ヲ認諾スルトモ加入者自ラノ爲シタル事柄ト同様ニスルコトチ得サルモノナリ

左ニ例チ掲ケテ之ヲ解説センニ

第一例 爰ニ甲組合アリ曾テ乙某ヨリ物品チ買取ル可キノ約定チナシ乙某ハ既ニ甲ノ需ニ應シテ該物品チ送致セリ其後丙ハ甲組合ノ新

組合法

八十七

一九

一八

加入者トナリタリ當時甲組合ニ於テハ乙某ヨリ買取りシ物品ノ代價ヲ皆濟セサルヲ以テ乙某ハ現組合員タル丙者ヲ組合ト共ニ相手取り其代金ヲ請求スルコトヲ得ルヤト云フニ上來述ル所ノ理由ヲ以テ丙者ニ其義務ヲ負ハシムルコト能ハス是レ丙者ハ其加入前ノ事柄ニ關シ責任ヲ負ハサレハナリ

第二例 商業上他ヨリ幾千ノ資本金ヲ借リテ營業セシニ到底持續ス可カラサルヲ以テ此ニ他ノ二人ト合併シ一ノ組合ヲ爲シ商業ヲ營ミタリ然ルニ之レサヘ思フカ儘ニ利純ヲ得ス遂ニ身代限ヲ出スニ至リタリ此時甲ト組合ヲ作りシ他人ハ甲者最前ノ借財ニマテ付テ責任アリヤト云フニ決シテ然ラス最前ノ借財ニ付テハ甲一人其責ヲ負ヒ他人ニ及ハサルモノトス

此原則タル獨リ組合ノミナラス會社商社ノ發起人又ハ創立委員ノ如

判例

會社商社
ノ創立委
員ニ此原
則ノ適用

キモノニモ適用シ得ヘシ

第三例 商社ヲ設立セントスル五人ノ創立委員カ蒸氣器械ヲ注文シ其約定ヲ取り換ハシタリ然ルニ其機關ノ出來サル中ニ一人其委員ニ加入シ六人トナリタリ後彌注文セシ器械モ出來上リタレトモ委員等ハ之レカ代價ヲ拂ハサルノミナラス引取ヲモ拒ミタリトスルトキハ賣主ハ當初注文シタル五人ノ委員ニ對シテ起訴スルコトヲ得レトモ加入セル一人ニ對シテハ訴フルコトヲ得ス何トナレハ其事柄タル一人ノ加入スル以前ニ既ニ約定成レルヲ以テナリ

尤モ右ハ明確ナル注文約定書アル場合ヲ云フモノニシテ此時他ノ一人ハ五人ノ前約ニ基キ己レモ其責任ヲ負フコトヲ注文先ニ對シ默約シタルモノトシテ其責ヲ負ハセシメンカ否ラス既ニ契約法上明確ナル約束ノ存スル時ハ同事件ニ關スル暗黙ノ約束アリト推測スル能ハ

組合法

八十九

≒Implied contract.
≒Express contract.

判例

新契約
アリト看做
シ得ル

サルヲ以テナリ凡テ一ノ事件ニ付テ暗黙ノ契約ノ起ル場合ハ其事件ニ關シ明確ナル契約ノ存セサル場合ニ限ルモノトス譬ハ店頭ニ於テ一物ヲ取り來リシ時ハ其代價ヲ拂フ可シトノ暗黙ノ契約アリタルモノト看做シ得ヘキモ若シモ別ニ一時借入ノ爲メ取り來レリトノ明確ナル約束ノ存スルトキハ代價ヲ拂フテ買取ルヘシトノ暗黙契約アリトスルコト能ハサルカ如シ

第四例 甲小賣米商常ニ乙米問屋ヨリ一石ニ付キ何圓ト其價ヲ定メテ米ノ取引ヲナスカ或ハ又大工カ常ニ瓦師ヨリ瓦百枚ニ付何十錢ト定メテ取引ヲナシ居タルニ營業ノ都合ニ由リテ甲小賣米商或ハ大工ハ丙ナル者ト合併シテ組合ヲ爲シ従前ノ業ヲ營ミ米又ハ瓦ハ是迄通り時々買取リ來レリ此場合ニハ丙ハ加入後ニ送り來レル米又ハ瓦代金ニ付テハ甲或ハ大工ト連帶シテ支拂ノ責ニ任ス可キモノトス是レ

加入者カ
 負債ヲ引
 請ルコト
 債主ハ特
 ニ契約セ
 サレハ加
 入者ニ對
 スル權利
 ナシ

蓋當初ハ唯一石ニ付何圓百枚ニ付何十錢ニテ以後取引セント定メタルノミナレハ其取引毎ニ別々ノ契約ヲナスモノト看做シ得ヘキカ故丙加入後ノ取引ニハ丙モ其時毎ニ契約者ノ一人トナリ居ル譯ナレハナリ左レハ當初米屋カ何十石ヲ何圓ニテ買ハント約シ其石數ヲ取極メタルトキハ丙加入前後ニ其石數ヲ幾度ニ受取ルモ是レハ當初米屋カ爲シタル契約ヲ引續キ履行シ居ルマテノコトナレハ丙ハ其加入前後ヲ問ハス代價支拂ノ責任ヲ負ハサル可カラス此ノ如ク新入者ハ其以前ノ事柄ニ付テハ責任ナキヲ通例トスレトモ自ラ好シテ其負債ヲ引受ケントスルハ隨意ナリトス然レトモ唯組合員ニ向テ其負債引受ノコトヲ云フタレハトテ組合員互ノ間ニハ其義務ヲ負フ可キモ社外人ニ對シテハ決シテ其責ナキモノトス故ヲ以テ組合ノ債主ニ於テ新入組合員ニ對シテ負債ノ請求ヲ爲サントスルニ

ハ義務更換ノ約ナリトモナカラサル可カラス即チ加入者ト債主トノ
 間ニ特別ノ契約ナケレハ加入者ニ對シ請求ノ訴ヲ起スコト能ハサル
 ナリ
 上來講述セシ所ヲ約言スレハ新入組合員ハ加入前ノ事柄ニ付テハ責
 任ヲ負ハス又組合員ニ向テ其負債ヲ引受タルコトヲ云フタルトキハ
 組合員ニ對シテ盡ス可キ義務アルモ社外人ニ對シテハ責任ナシ只其
 責任アルハ更ニ社外人ト約束ナセシトキニ限ルモノナリ
 法律ハ右ノ如ク規定スレトモ實際ニ於テハ成可ク加入者ニ對シ加入
 前ノ負債ニ付其責ヲ負フコトヲ債主ヘモ約諾セルモノト認ムルニ付
 テハ細末ノ間接證據モ之ヲ採用スルノ傾向アルヲ知ルヘキナリ即チ
 組合員ニ對シテ従前ノ負債ヲモ引請ント云フタルコトヲ以テ新加入
 者カ社外ノ債主ニ對シ引請ケテ約諾セルノ證據トナシタル如キ判例

組合法/松野貞一郎(講義)；畔上啓策(編輯)

(英吉利法律講義録 (1886 (明治 19) 年度 第 1 年級))

93 ページから 108 ページの講義録 (14 号) は非所蔵

通知ヲ爲
スノ權

其名ヲ知ラレ居タルトキハ特別ニ其人ニ通知セサル可ラス
要スルニ組合員ノ責任ノ終ルニ付テハ通知ヲナスト云フコトハ肝要
ナリ而シテ各組合員ハ脱社ノ旨ヲ公告スルノ自由アリ若シ他組合員
カ之ヲ拒ムニ於テハ必要ナル助力ヲ裁判所ニ求ムルコトヲ得ヘシ例
ヘハ組合ノ一人脱社ノコトヲ新聞紙へ廣告セントスルモ他組合員之
ニ連名スルコトヲ拒ミタルトキハ裁判所ニ請願シテ連名セシムルコ
トヲ得ヘシ

第拾二回

解散廣告ノ效果ヲ論ス

解散廣告
ノ效果

解散廣告ノ效果ニハ二箇ノ例外アレトモ其ハ後ニ廻シ扱一旦此組合
ヲ解散スルカ又某組合員退社ノ趣ヲ世上ニ廣告スルトキハ此ニ組合
員各自ノ代理權ハ消滅スルニ至ル故ニ其後組合員ノ一人金錢ノ取引

之ニ反ス
ル判例

等ヲ爲ストモ他組合員ハ従前組合員タリシノ故ヲ以テ其責ニ任セス
 加之某組合員退社ノ後ハ他組合員カ舊組合ノ名ヲ以テ爲換手形、約束
 手形等ヲ作り又ハ裏書スルトモ同シク其責任ナキモノトス而シテ是
 等手形ノ日附退社以前ニ係ル場合ニ於テモ猶然リ且又其手形ハ退社
 以前ノ負債ヲ拂フ爲メニ退社員ノ名前ヲ列記シ作りタルモノニ付テ
 モ退社員ハ其責任ナシ尤モ判決例ヲ見レハ退社ノ廣告ヲ爲シタルニ
 モ拘ラス其以後ノ責任アリト定メタルモノナキニアラス然レトモ此
 等ハ他ニ責任ヲ負ハシムヘキ相當ノ理由アリテ判定セラレタルモノ
 ナレハ敢テ此原則ト背馳スルモノニハアラサルヘシ
 最初ニモ述ル如ク此レニハ二箇ノ例外アリ今其場合ヲ講セン
 第一例外 組合員ノ一人退社シテ直チニ其旨ヲ世上ニ廣告セリ然ル
 ニ猶其後モ世間ニ對シテ組合員ナリト思惟セラルヘキ所爲ヲ現ハセ

第一例外

第二例外

リ此ノ如キコトノアル以上ハ爲メニ責任ヲ負ハサル可カラス
第二例外 組合解散スルカ又ハ一人退社スルコトアルモ猶從來ノ殘
務ヲ取纏ムルニ必要ナル場合アリ此殘務取纏メノコトニ付テハ解散
或ハ退社後ト雖モ其責任存スルモノトス
以下右二箇例外ノ場合ニ付テノ例ヲ示サン

第一判例

(第一例外ノ場合) 組合員ノ一人既ニ其組合ヲ退キ其旨ヲ廣告シタル
ニモ拘ラス從來店頭ニ掲グル所ノ表札鑑板等ニ已レノ名義アルヲ書
キ換ヘスシテ其儘ニ爲シ置キタルコトノ如キハ即チ已レ未タ其組合
員ナリト世人ニ思惟セラルヘキ所爲アルモノナレハ從テ退社後ノコ
トニ付テモ責任アリト云フ例ヘハ甲ナル組合員アリ某組合ヲ退キ其
旨ヲ世上ニ廣告セリ其後殘組合員ハ甲ノ連名ヲ以テ一手形ヲ引キ受
ケ又甲ノ名義ヲ猶表札ニ掲ケ置タリ其裁判ニ曰ク此ノ如キ所爲アル

以上ハ甲者ハ退社ノ廣告ヲ爲シタルニモ拘ラス仍ホ手形ニ對シ其責任ヲ負フ可キナリト

然レトモ此判決例ニ付テハ一言スヘキコトアリ凡退社ノ廣告ヲ爲シタルニモ拘ラス其後ノ責任ヲ負フハ自ラ進テ組合員ト思惟セラルヘキ事ヲ爲シタル場合ナリ然ルニ甲ハ唯已レノ名義ヲ舊組合ニ於テ用ヒ居ルコトヲ差止ノス默シテ居タルマテニシテ別ニ進テ組合員ト思惟セラルヘキ所爲ヲナシタルニアラス故ニ此判決タル此場合ノ適例トナスヲ得サルヘシ

然レハ此場合ニ於テ如何ナルコトカ適例トナルカト云フニ例ヘハ此ニ甲乙丙三人ノ組合アリ甲ナル組合ノ一人脱社シ其旨ヲ廣告セリ其後乙丙ノ二人カ甲乙丙三人ノ名前ヲ以テ作りタル爲替手形ヲ丁ニ渡シタリ遇マ甲丁ニ會フ
丁カ手形ヲ受取ル前ノコト 甲丁ニ語リテ曰ク余ハ過般彼組

第二判例

殘務取纏

メノ爲メ

ニ要スル

代理權

合チ脱シタレトモ組合ハ猶余ノ名義ヲモ用ヒ居ルヘシト此時ハ甲退社ノ廣告ヲ爲シタルニモ拘ラス丁ニ對シテ右ノ如キコトヲ云フタルヲ以テ其責ヲ負ハサル可カラス故ニ其手形ヲ所持スル丁ハ右ノ三人ニ係リテ訴ヲ起スヲ得ヘシトノ判決アリタリ

(第二例外ノ場合) 組合解散シ其旨ヲ廣告スルモ直チニ其責任ノ終ルモノニアラス例ヘハ物ヲ買ヒテ未タ其代價ヲ拂ハサルトキ或ハ物ヲ賣リテ未タ其代金ヲ受取ラサル如キ場合ニ其殘務ヲ處分スル點ニ付テハ猶責任アリ從テ代理權アルモノトス斯ク殘務ヲ處分スルニ付テハ組合ノ權利義務存スルト云ヘハ簡單ナレトモ其區域タル如何ナル場合マテニ及フモノナリヤ聊カ困難ナキ能ハス凡テ權利義務ヲ連帶シテ有スルトキハ其中ノ一人其金ヲ支拂フノ責任又ハ受取ル可キ權利アリ又組合ヲ解散スルニ付テハ殘品ヲ賣リテ金ニ換ヘ以テ從來ノ

組合法

百十三

負債ヲ拂フコト抔ハ假令組合解散ノ後ナリトモ之ヲ爲シ得ヘキコト勿論ナリトス左レト組合解散ノ後必要ノ殘務トシテ取扱フ事柄ハ如何ナルモノニシテ又如何ナル點マテ組合ニ權義ヲ負ハシムルモノナリヤ是レ議論ノアルコトナリトス先ツ一判決例ヲ示サンニ茲ニ株券ノ仲買ヲ營業トスル組合アリ或ル銀行ノ株券ヲ買取ルノ約定ヲ成シ未タ其代金ヲ支拂ハスシテ解散シ其旨ヲ銀行ニ通知シタリ其後組合員ノ一人ハ其代金ヲ支拂フ能ハサルノ故ヲ以テ一旦買取リシ株券ヲ銀行ニ差入レタリ然ルニ他ノ組合員ハ此抵當ハ解散後組合員一人ノ獨斷ニ係ルヲ以テ銀行ハ他組合員ニ對シテハ抵當トシテ差押フルノ權利ナシト主張セリ然レトモ此抵當タル該組合カ營業繼續中ニ負ヒシ所ノ義務ヲ盡ス爲メニ差入レタルモノニシテ解散前ヨリ引續キ未タ完結セサル取引ヲ解散後完結セシモノナレハ他ノ組合員ト雖モ暗

廣告ノ方
法

黙ニ承諾シタルモノト看做スヲ得ヘキナリ故ニ其抵當タル組合員全體ニ對シ有効ノモノナリト判決セラレタルコトアリ此判決ヲ約言スレハ組合ノ權利義務ハ其解散ニ由リテ消滅スト雖モ未タ完結セサル業務ニ付テハ猶引續キ相當ニ之ヲ取纏ムルノ權理アリ又其責任アルモノト云フニ他ナラス然レトモ若シ右ノ場合ニ於テ組合員ノ一人カ代金ノ抵當トシテ株券ヲ差入レスシテ新ニ約束手形或ハ爲換手形ヲ作リテ代金ノ支拂ニ充テタルトキハ他ノ組合員ハ其手形又ハ之ヲ以テ得タル金額ニ付テハ責任ナキモノトス何トナレハ之レ組合員權外ノ所爲タルコト明カナレハナリ

廣告ノ方法ヲ論ス

前回ニ於テ既ニ講述セル如ク非役組合員ナルモノハ自己ノ名義ヲ出スモノニアラサルヲ以テ世間ニ此入アルヲ知ラサルハ勿論ノコトナ

リ故チ以テ非役組合員ノ退社スル増合ニハ敢テ廣告ヲ要セサレトモ
普通組合ノ場合ニ於テハ組合員退社ノ廣告又ハ組合解散ノ廣告ハ必
ス之ヲ爲サ、ル可カラス而シテ此廣告ハ左ノ二種ニ區別シテ爲スチ
要ス

其一 世間一般ニ對スル廣告

其二 取引先キニ對スル廣告

新聞紙上

ノ廣告及
其他ノ方
法

其一 英國ニ付テ云ハ「ガゼット」新聞ニ最モ重モナル廣告セハ世間
一般ニ對シテ爲シタルモノトナス故ニ實際其新聞ヲ見サル者ニ對シ
テモ仍ホ解散ノ廣告ヲ爲シタルノ効アルモノトス若シ夫レ他ノ諸新
聞紙ニ廣告スルモ其人現ニ之ヲ見サルトキハ其効ナキモノトス左レ
ト其人平常現ニ其新聞ヲ購讀シ居ルノ事實アルトキハ其廣告ヲ見タ
ルノ證據トナルヘシ

此新聞紙上ニ廣告スルコトタル敢テ法律ニテ命シタルモノニアラス
唯最モ多ク行ハル、處ノモノヲ舉ケタルナリ故ニ其廣告ノ方法タル
引札ナリ又ハ雜誌ナリ又ハ店頭ニ標札ヲ掲ル等其他如何ナル方法ナ
ルヲ問ハス唯周ク知ラシムルヲ以テ足レリトス

其二 取引先ニ付テハ右ト異リ唯ガゼツト新聞紙ニ廣告スルノミヲ
以テ足レリトセス特ニ通知スルヲ要ス左レト其取引先ノ者現ニ之ヲ
見タリト云フノ證據アルトキハ更ラニ通知セシト同様ノ効アルモノ
トス即チ其方法タル如何ナルトモ之ヲ知リタルノ事實サヘアレハ可
ナリ

上來述ル所ハ則チ組合ノ解散又ハ組合員退社後ニ生セシ事柄ニ付テ
負フ場合ノ責任ナリ

組合營業中ニ負フタル責任ノ終ル場合ヲ論ス

已ニ負フ
タル責任
ノ終期

凡ソ人一旦義務ヲ負フ後チ其義務ヲ盡シタリト云フトキハ之レカ言
チ爲ス者ハ其證據ヲ出サ、ル可カラス之ト同シク組合員ノ負フ所ノ
義務ノ消滅シタリト云フ者ハ先ツ之ヲ證セサル可カラス而シテ其義
務タル何時終ルモノナルト云フニ左ノ條項ニ付キ論究スルヲ便利ナ
リトス

(一) 債主ノ左右シ得ヘカラサル事件、組合員ノ死去又ハ身代限ノ如
シ

(二) 其責任ヲ負フ所ノ組合員ト債主間トノ取引約定等

(三) 其他ノ組合員ト債主トノ取引約定等

(四) 時期ノ經過

(第一) 第一ノ場合例ヘハ組合員ノ死去又ハ身代限ヲ爲ス如キ場合ニ
於テ其レカ爲メ責任ノ終ルコトニ付テハ後回ニ譲リテ此ニ贅セス

連帶義務
ノ性質

第二 第二ノ場合ハ双方定ムル所ノ契約ニ從テ權利義務モ亦定ルモノナレハ別ニ論スルコトナシ

(第三)(第四) 此場合ハ茲ニ論述セントスル處ノモノニシテ凡ソ連帶義務ノ性質ヨリ云フトキハ義務者中ノ一人カ連帶義務ノ全部ヲ盡シタルトキハ他ノ義務者ハ之ニ依リテ義務ヲ免レ再ヒ請求セラル、コトナシ故ニ一旦連帶義務者ノ一人カ義務ノ全部ヲ盡セシトキハ其効力全体ニ有シ債主負債主間ニ存在スル全部ノ權利義務ヲ消滅スルモノトス然レトモ義務者ノ内一人ニ限リテ請求スル能ハサル事柄ノ起ルトモ其レカ爲メ決シテ義務者全體ノ義務ハ消滅スルコトナシ例ハハ義務者ノ一人身代限ヲナシ免除ノ處分ヲ受クルモ他ノ義務者ニ對スル債主ハ消滅セス又權利者カ義務者ノ一人ニ對シ訴求セサルコトヲ約スルモ爲メニ他ノ義務者ニ對シテ義務ヲ得ルノ權利ヲ失ハス又

連帶義務者ノ一人カ負債ノ一部ヲ拂フモ爲メニ他ノ義務者カ殘部ヲ拂フノ義務ヲ免レタリトスルヲ得サルヘシ今此連帶義務ノ性質ヨリシテ組合員カ已ニ負フタル責任又ハ義務免除ノコトヲ論セントスルニ付テハ左ノ條項ニ從ヒ講述スヘシ

其一 辨償

其二 解放

其三 負債主並抵當物件ノ更改

其四 時期ノ經過

第十三回

(第一) 辨償

組合員ノ一人カ組合ノ負債ヲ辨償スレハ則チ其負債ヲ消滅スルモノニシテ他ノ組合員モ悉ク其義務ヲ免ルヘシ尤モ其之ヲ辨償スルヤ組

組合員ノ一人カ組
合ノ負債
ヲ辨償ス
ルコト

合ノ負債ヲ拂フ心得ニテ爲シタルモノナラサルヘカラス又組合ノ所
有金ヲ以テ拂フタルモノナラサル可ラス他言スレハ組合員ノ一人カ
組合ノ負債ヲ拂フ目的ニテ支拂ヒタルトキカ又ハ組合ノ所有金ヲ以
テ支拂フタルトキハ組合ノ義務ヲ盡シタルモノトシテ負債全部ノ義
務解散スヘシ故ニ組合ニ於テ負債ヲ償却シ能ハサルヨリ止ムヲ得ス
組合員ノ一人カ自己所有ノ金ヲ以テ拂フタルトキハ其人ハ組合ニ對
シテ一時ノ立替ヲ爲シタル心得ニテ固ヨリ組合ノ負債ヲ償却スル目
的ニ非サレハ此時ハ組合ノ負債消滅スルコト無シ此場合ニ於テハ債
主ハ支拂ヲ爲シタル組合員ノ爲メニ組合ニ對シ請求スルコトヲ得ル
モノナリ即チ余若シ友人ノ爲メニ金ヲ支拂フコトアルトキ全ク一時
立替ヲ爲シタル心得ナレハ後日債主ハ余ノ爲メニ負債主ヲ相手取り
訴テ起スコトヲモ得ルモノナリ

組合ノ所
有金ヲ以
テ組合員
ノ一分支
拂ヲナシ
タルトキ
ノ法律上
ノ推定

新組合ノ
爲シタル
辨償ハ舊
組合ヲ解
散ス

又債主ノ組合ト組合員ト其各々債主權ヲ有スルトキ組合員即チ負債
主ノ一人カ其何レノ負債ニ充ツ可キ旨ヲ述ヘスシテ金ヲ返濟シタル
トキ其金ニシテ組合ノ所有金ヨリ出テシトキハ法律上ニテハ其金ハ
組合ノ負債ヲ拂フタルモノト認ム
凡ソ組合ニ拘ハラズ人ノ爲メニ負債ヲ拂フトキ債主承諾シテ之ヲ受
取リ負債主モ亦タ別ニ故障ヲ言ハサルトキハ其支拂ノ效アリテ權利
義務ハ茲ニ全ク解散スルニ至ル組合ニ於テモ之ト同様ノ理ニシテ組
合員ノ出入アルトキハ其都度新ナル組合ヲ造ルモノナルカ其新組合
員カ舊組合ノ負債ニ付金錢ノ支拂ヲ爲ストキハ其負債ニ付債主及ヒ
舊組合ノ間ニ於テ其權利義務消滅ス然レトモ若シ新組合ハ只舊組合
ノ負債ヲ一時立替辨償シタルモノニシテ之ヲ全ク消滅セシムル目的
ニ非サルコトヲ認メ得ルノ徵憑アレハ債主ハ新組合ノ爲メ舊組合ヲ

訴へ請求スルコトヲ得ルモノニシテ舊組合ノ義務ハ未タ消滅セサル
可キナリ而シテ辨償ニ由リ義務ノ消散スルコトニ付テハ辨償充用ノ
コトヲ知ルヲ要ス故ニ是ヨリ先ツ辨償充用ノ規則ノ大体ヲ陳述セン
而シテ此規則ヲ分テ八條トス

第一條

人數口ノ負債アルトキ其負債主ハ自ラ好ム所ノ負債
ニ充テ支拂ヲ爲スコトヲ得但其全部ヲ支拂フコトヲ
要ス

第二條

然レトモ負債主ハ其負債ヲ一時ニ拂フモノニシテ一
ノ負債ヲ數度ニ分チ拂ハント要求スルコト能ハス但
債主ノ承諾ヲ經タル後ナレハ隨意ナリトス

第三條

第一條ニ云フカ如ク數口アルトキハ其何レニ拂フハ
負債主ノ撰擇ニ任スレトモ此事ハ支拂ノ當時定メ置

カサル可ラス決シテ後日ニ至リ撰擇スルコト能ハサルモノトス

第四條

數口アル負債ノ中其何レニ拂フタルモノナリヤ負債ノ性質支拂ノ情况方法等ニ由リテ推定スルコトアリ

第五條

數口擇一ノ權アル負債主カ支拂ノ時ニ於テ其何レノ負債ニ充用スルコトヲ定メサルトキハ債主ニ於テ之ヲ撰定スルコトヲ得

第六條

債主ハ何レノ時ニ於テモ撰擇ノ權ヲ行フコトヲ得但シ一旦撰擇シ其旨ヲ負債主ニ通知シタル後ハ再ヒ之ヲ變改ス可ラス

第七條

債主ニ撰擇ノ權アル時ハ出訴期限經過セサルヨリモ寧ロ經過シタル負債ニ保證又ハ抵當付キノ負債ヨリ

モ寧口單獨ノ負債ニ利息附ノ負債ヨリモ寧口無利息
ノ負債ニ充テ辨償ヲ受取ルコトヲ得然レトモ債主ノ
充テントスル負債ハ支拂ノ當時現ニ存在スルモノニ
シテ其金額確定シ法律上訴求シ得ヘキモノナルコト
ヲ要セス出訴期限經過ヲ除キ

第八條

反對ノ證據ナキトキハ法律ハ寧口負債主ノ撰擇權ヲ
推認シ之ニ抵觸スル債主ノ撰擇權ハ逐斥セラルヘシ
例ハハ利金ハ先ツ元金ヨリモ前ニ拂ハレタルモノト
推認スヘク又地所其他物品ヲ抵當ニ入レテ金ヲ借り
タルモノアルトキ其抵當物件ノ賣却代金ハ其抵當附
ノ借金ニ拂フタルモノト推認スヘク又或ル人ニ屬ス
ル處ノ金圓ハ其人ノ負債ニ充テ支拂フタルモノト推

認スヘク又引續キタル唯一ノ計算アレハ先ツ初頭記
載ノ順序ニ支拂ハレタルモノト推認スヘシ人ニ
以上第八條ハ辨償充用ノ規則ニシテ之ヲ以テ組合負債辨償ノ場合ニ
モ適用シ得ルモノナリ今茲ニ組合ノ負債辨償ノコトニ付著名ナル判
決例アルヲ以テ左ニ掲ケン

〔第一判例〕 クレイトントンノ訴件

〔事實〕 クレイトントン氏ハ曾テ銀行ヲ營業トスル五人ノ組合ニ金若干圓
ヲ預ケ置キ當ニ入用ノトキハ入用分丈ケ引出シ他ヨリノ支入金杯ア
レハ又之ヲ預クル等一ノ通帳ヲ以テ其銀行ト金錢ノ出入ヲナシ居リ
タリ然ルニ其銀行組合ノ一人デウエーンナル者病死セリ然レトモ殘
組員ハ從前ノ如ク引續キ營業セルヲ以テ氏モ茲ニ計算モ改メス從
來ノ如ク常ニ前ノ通帳ヲ以テ金ノ出入ヲ爲シ居タリ其後銀行ハ破産

判例

セルヲ以テ從來ノ計算ヲ爲セシニ曩日組合ノ一人死セシトキノ計算ニハ一千七百十三圓ノ貸分トナリタリ其後銀行身代限ニ至ル迄ニハ氏ノ貸分ハ前日ニ倍セリ然レトモデウエーン病死後身代限ニ至ル迄ニ銀行ヨリクレイトンヘ拂込ミタル金額即チ氏カ引出シタル金額ハ右一千七百十三圓ニ超過セリ此場合ニ於テクレイトンハデウエーンノ遺産ニ對シ右ノ一千七百十三圓ノ支拂ヲ要求スル能ハスト判定セラレタリ個ハデウエーン死去後ニ銀行カ拂込ミタル金額ヲ以テ已ニ右ノ一千七百十三圓ハ償却シ終リタレハナリ

(第二判例) ストルンデール訴ハンキンソン

(事實) 此ニ雜貨商アリ問屋ヨリ送り込ミタル物品ノ代金ヲ支拂ハスシテ病没セリ然ルニ其妻ハ猶ホ夫ノ商業ヲ繼キ従前ノ如ク問屋ヨリ物品ヲ受取り居レリ但夫病没ノ時ニ問屋ヘ支拂フヘキ金額ハ百五十

放義務ノ釋
Release

六圓ニシテ病没後妻カ追々ニ問屋ヘ支拂ヒタル金額ハ之ニ超過スルモ問屋ヨリ妻カ受取タル物品ノ代金ニハ引足ラサリシ此場合ニ於テ問屋ハ夫ノ遺産ヲ以テ右百五十六圓ノ支拂ヲ受ケント要求スル能ハスト判定セラレタリ是レ右百五十六圓ハ已ニ妻カ支拂ヒタル金額ニテ償却セラレ居ルヲ以テナリ

(第二) 義務ノ釋放

一般契約ノ原理ニ由リテモ連帶義務者ノ一人ヲ釋放スレハ他ニ殊別ノ狀況アラサル以上ハ其効力ハ全體ニ及フモノナリ故ニ組合ノ負債ニ付組合員ノ一人ヲ解放スレハ他ノ組合員ヲモ同シク解放シタルノ効果ヲ生スヘシ此ノ點ニ付キ注意ス可キハ釋放ナルコト、義務履行ノ訴ヲ起サハルヘシトノ契約トハ互ニ之ヲ混同ス可カラス尤モ此契約ハ權利者義務